

租税特別措置等に係る政策評価

平成 23 年 9 月 30 日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成 22 年 7 月 23 日改正）に基づき、租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。）に係る政策評価（事業評価方式）を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第 10 条の規定に基づき作成するものである。

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために実施するものである。

事前評価は、租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際に実施するものであり、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際には、必ず実施しなければならないこととされている。

事後評価は、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等について、事後評価実施計画に定めるものについて実施する。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、各府省共通の様式により、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等）等を明らかにする。

（第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会を必要に応じて開催することとしている（国土交通省政策評価会の議事録等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

2. 今回の評価結果等について

今回は、平成 24 年度税制改正要望にあたって 20 の租税特別措置等について事前評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添 1、様式は別添 2、個別の評価結果は別添 3 のとおりである。

以上

租税特別措置等に係る政策評価書一覧

	事前評価	ページ
(大臣官房)		
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	1
(総合政策局)		
2	バリアフリー施設等に係る特別償却制度の創設	5
(土地・建設産業局)		
3	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の延長	9
4	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長	13
5	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し	16
6	投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入	18
(都市局)		
7	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充	20
8	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充	23
9	街区防災計画(仮称)に基づく事業の推進のための特例措置の創設	27
(水管理・国土保全局)		
10	津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用	32
(住宅局)		
11	街区防災計画(仮称)区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設	36
12	マンション建替事業に係る特例措置の適用範囲の拡大	39
13	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設	43

租税特別措置等に係る政策評価書一覧

	事前評価	ページ
(鉄道局)		
14	モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するための事業用固定資産の買換え等に関する特例措置の延長	45
(自動車局)		
15	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)の延長	48
(海事局)		
16	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充	52
(航空局)		
17	国庫補助金等の総収入金額不算入等の特例措置の拡充	56
18	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度	61
19	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社に係る課税標準の特例措置の拡充	65
(観光庁)		
20	沖縄の国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振興地域(仮称)における税制上の特例措置の創設	69

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		
2	要望の内容		
3	担当部局		
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		
6	適用又は延長期間		
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 《政策目的の根拠》
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8	有効性 等	① 適用数等	

		②: 減収額	
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)	
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(法人税)	
2	要望の内容	我が国経済再生のため、民間企業の研究開発投資を最大限に下支えする観点から、増加型・高水準型の恒久化を図る。	
3	担当部局	大臣官房技術調査課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和42年度 創設(増加型) 平成20年度 創設(高水準型)	
6	適用又は延長期間	・増加型・高水準型:恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成32年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 《政策目的の根拠》 「平成32年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)に維持する。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能となる。
8	有効性等	① 適用数等	利用実績(うち、税法上の中小企業分) 〈本租税特別措置全体〉 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) 平成21年度 7,182事業年度(4,411事業年度) 〈増加型・高水準型〉 平成20年度 907事業年度(430事業年度) 平成21年度 1,544事業年度(1,019事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (注)上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が5~6割を占めると推測される。なお、平

		成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。																																																																													
②	減収額	<p>実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p><本租税特別措置全体> 平成15年度 1,046億円(21億円) 平成16年度 4,235億円(167億円) 平成17年度 5,663億円(309億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (参考) 平成22年度 2,358億円(225億円)(財務省による減収額試算) 平成23年度 3,044億円(-)(財務省による減収額試算)</p> <p><増加型・高水準型> 平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (参考) 平成22年度 85億円(3億円)(財務省による減収額試算)</p>																																																																													
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年) 我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.41</td> <td>3.44</td> <td>3.42</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.34</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.49</td> <td>2.68</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.37</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.61</td> <td>2.54</td> <td>2.57</td> <td>2.61</td> <td>2.66</td> <td>2.77</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.68</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.79</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.97</td> <td>1.90</td> <td>1.84</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.04</td> <td>2.02</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.49</td> <td>2.53</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.18</td> <td>1.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%(200</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42	中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54	韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37	アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77	イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02	ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64	イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																									
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42																																																																									
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54																																																																									
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37																																																																									
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77																																																																									
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77																																																																									
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84																																																																									
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04																																																																									
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02																																																																									
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64																																																																									
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19																																																																									

8年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2008年時点で2.69%という世界最高水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度～平成31年度)

平成24年度減収額は平成22年度の減収額とほぼ同額と仮定。また、23年度分の減税による投資押上げ効果を現時点で算出するのも不可能であることから、減税による投資押上げ効果も22年度と同程度と仮定。その上で、拡充要望に相当する内容について、22年度の減税額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。尚、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成22年度～平成31年度までの10年間とした。)。

平成22年度の減税試算額における、各租税特別措置の効果

・増加型・高水準型効果:85億円程度

↓ GDP押し下げ効果(マクロモデルによる計算)

・増加型・高水準型:約459億円(うち中小企業分:20億円)

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成32年度)</p> <p>経済波及効果の試算 (※23年度の経済産業省実施アンケートに基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度減収額 3,044億円(財務省資産) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.22倍 ・研究開発投資押上げ額 3,714億円(3,044億円×1.22) ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成23年度～平成32年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:約1兆4,359億円 	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、 ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。 ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。 ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 ・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バリアフリー施設等に係る特別償却制度の創設 (法人税)
2	要望の内容	<p>高齢者・障害者等が安全かつ容易に公共交通機関を利用できるよう、公共交通事業者が行う、ホームドアシステムの設置等の高度なバリアフリー化工事及びホームドアシステムの設置に伴う鉄軌道車両の整備、ノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシー等の導入に対する特別償却制度を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームドアシステム、エレベーター、多機能トイレ等、駅の高度な改良 特別償却率: 取得価額の20% ・ホームドアシステムの設置に伴い整備される鉄軌道車両 特別償却率: 基準取得価額の20% ・リフト付きバス、ノンステップバス、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む) 特別償却率: 基準取得価額の20%
3	担当部局	総合政策局安心生活政策課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題となっていることから、バリアフリー法に基づき公共交通機関のバリアフリー化を推進しているところ。同法に基づく基本方針では各施設等の整備目標を定めており、本年 3 月、今後 10 年間(平成 32 年度末)までの新たな目標を定めたところ。</p> <p>これに基づき、鉄軌道駅の高度なバリアフリー化、ホームドアシステムの設置に伴う鉄軌道車両の整備、リフト付きバス・ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーの導入を促進し、公共交通機関のバリアフリー化を一層推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)</p>
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する に包含

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本租税特別措置の適用期間中において、より一層集中的・効果的に駅施設のバリアフリー整備及びバリアフリー対応車両等の導入を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 旅客施設、鉄軌道車両のバリアフリー化率及びノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)の導入率 【基本方針に定める整備目標(平成 32 年度末まで)】 旅客施設(※):100% ※1日平均利用客数 3,000 人以上の駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、段差解消に関する目標。 鉄道車両:70% ノンステップバス:70%、リフト付きバス:25% 福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む):28,000 台</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかるが、特別償却制度を導入することにより、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収でき、経営の安定が図られることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>一年度当たり:66 社 ※ 適用事業者数を、鉄道事業者 19 社、バス事業者 47 社と見積もり、その合計を算出。</p>
		② 減収額	<p>一年度当たり:730 百万円 ※ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において設定された平成 32 年度末までの整備目標及び現在の整備状況から、整備が必要となる施設・車両数等を算出し、整備・取得価額を推計して、以下の減税見込額を試算。 ・駅施設:295 百万円 ・ホームドアシステムの導入に伴い導入される車両:220 百万円 ・リフト付きバス、ノンステップバス、福祉タクシー:215 百万円 これらを合計し、730 百万円の減税見込額を算出。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年～平成 26 年) バリアフリー法に基づく基本方針において、平成 32 年度末までに以下のとおり旅客施設及び車両等のバリアフリー整備目標を定めているところ、租税特別措置の適用期間においては、当該制度がインセンティブとなり、鉄軌道駅のバリアフリー整備が促進されるとともに、バリアフリー化された鉄軌道車両、ノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)の導入が促進されると見込まれる。 【基本方針に定める整備目標(平成 32 年度末まで)】 旅客施設(※):100% ※1日平均利用客数 3,000 人以上の駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、段差解消に関する目標。 鉄道車両:70% ノンステップバス:70%、リフト付きバス:25% 福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む):28,000 台 【現在のバリアフリー化状況(平成 21 年度末時点)】 旅客施設(※):70% ※1日平均利用客数 3,000 人以上の駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航</p>

			<p>空旅客ターミナルについて、段差解消に関する目標。</p> <p>鉄道車両: 45.7% ノンステップバス: 25.8% 福祉タクシー: 11,165 台</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 24 年～平成 26 年)</p> <p>平成 21 年度末における旅客施設及び車両等のバリアフリー化率は以下のとおりであるが、租税特別措置の適用期間においては、当該制度の活用により、鉄軌道駅(約 40 駅)がバリアフリー化されるとともに、バリアフリー化された鉄軌道車両(約 3,000 両)、ノンステップバス(約 5,000 台)、リフト付きバス(約 750 台)、ユニバーサルデザインタクシー(約 4,500 台)が導入されると推計される。</p> <p>※「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において設定された平成 32 年度末までの整備目標及び現在の整備状況から、3 年間に整備が必要と見込まれる施設・車両数等を算出。</p> <p>【現在のバリアフリー化状況(平成 21 年度末時点)】</p> <p>旅客施設(※): 70%</p> <p>※1 日平均利用客数 3,000 人以上の駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、段差解消に関する目標。</p> <p>鉄道車両: 45.7% ノンステップバス: 25.8% 福祉タクシー: 11,165 台</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 24 年～平成 26 年)</p> <p>バリアフリー施設及び車両の整備は、公共交通事業者にとって、導入費用がかさむ一方、直接的な需要増に結びつかない投資であり、また、事業者はこれまで設置した施設等の維持管理のための負担が増え、今後更新するための費用も発生する見込みである。少子高齢化に伴う生産人口減により、公共交通機関の利用者の増加が見込まれない中、租税特別措置等の創設によるインセンティブがなければ、事業者のバリアフリー整備に対する投資意欲が減退し、高齢者、障害者等の円滑な移動に必要な公共交通機関のバリアフリー化が停滞するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 24 年～平成 26 年)</p> <p>当該制度により、公共交通事業者のバリアフリー整備に対する投資が促進され、利用者の要望の強い鉄道駅におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置や高齢者、障害者等が利用しやすい鉄道・バス・タクシー車両の導入が進むという効果が見込まれる。また、既に超高齢社会に突入しており、平成 27 年には高齢者が人口の 1/4 以上を占めると推計されているが、公共交通機関のバリアフリー化によって高齢者が自立して移動することが可能になれば、高齢者による外出機会やそれに伴う消費活動を将来にわたって確保する効果が見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>都市部における整備困難な旅客施設等の整備やホームドアの設置等の機能の向上には多額の費用がかかるため、これらの整備を促進するためには、需要増が見込まれない中で、早期に償却完了を可能とし、経営の安定を支援することによるインセンティブを与えることが必要である。なお、特別償却制度は、課税の繰延効果があるものの全体で見れば納税額は同じであり、比較的</p>

		<p>負担力のある公共交通事業者が自己資金で行う整備に対する支援として妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>公共交通機関のバリアフリー化については、都市部においては整備困難な旅客施設の整備やホームドアの設置等の一層の機能の向上が求められている一方、地方部においては基礎的なバリアフリー化が進んでおらず、そのバリアフリー化を実施していく必要がある。</p> <p>当該特別措置は、主に都市部等において、比較的負担力のある公共交通事業者が自己資金で整備を行うにあたり、新たなインセンティブとすることを想定している。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の延長(法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合に係る譲渡所得の1500万円特別控除のうち、一団の宅地造成に関する事業及び土地区画整理事業として行われる宅地造成事業に係るものについて適用期限(平成23年12月31日まで)を3年延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局企画課 都市局市街地整備課 住宅局住宅総合整備課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成8年度 拡充・延長 平成10年度 延長 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。 ・ 都市再生・地域再生を推進する。 <p>《政策目的の根拠》</p> <p>新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、「1,000兆円の住宅・土地等実物資産の有効利用を図る」とされており、本特例は不動産市場の活性化を目指す政府の方針に沿う特例である。</p> <p>【3号イ関係】</p> <p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>に包含</p> <p>【3号ロ関係】</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進</p> <p>施策目標26 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>に包含</p>

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【3号イ関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低居住面積水準未満率 4.3%（平成20年）を早急に解消する。 ・一戸あたり住宅地面積が一定水準に満たないものの割合 26.7%（平成18年度）を20%（平成25年度）とする。 <p>【3号ロ関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生誘発量 3,878ha（平成18年度）を9,200ha（平成23年度）とする。 <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低居住面積水準未満率 4.3%（平成20年）→早急に解消 ・都市再生誘発量 3,878ha（平成18年度）→9,200ha（平成23年度） <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置のインセンティブによって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。また、都市再生・地域再生の推進が図られる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>【3号イ関係】</p> <p>平成20年度 4件（地権者数：個人 167、法人 5） 平成21年度 3件（地権者数：個人 72、法人 1） 平成22年度 0件 平成23年度 2件（見込み） 平成24年度 2件（見込み） 平成25年度 2件（見込み） （国土交通省における認定件数による。平成23年度以降は、平成20年度から平成22年度までの平均値とした）</p> <p>【3号ロ関係】</p> <p>平成20年度 1件（地権者数：個人 3、法人 0） 平成21年度 2件（地権者数：個人 34、法人 0） 平成22年度 0件 平成23年度 1件（見込み） 平成24年度 1件（見込み） 平成25年度 1件（見込み） （国土交通省における認定件数による。平成23年度以降は、平成20年度から平成22年度までの平均値とした）</p>
	② 減収額	<p>平成20年度 国税 23百万円 地方税 10百万円 平成21年度 国税 5百万円 地方税 2百万円 平成22年度 国税 0百万円 地方税 0百万円 平成23年度 国税 8百万円 地方税 4百万円（見込み） 平成24年度 国税 8百万円 地方税 4百万円（見込み） 平成25年度 国税 8百万円 地方税 4百万円（見込み） （推計方法は別紙に記載）</p>

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成22年)</p> <p>【3号イ関係】 平成20年度における最低居住面積水準未満率は4.3%となっている。なお、建設統計年報(新たに着工される建築物等についての統計)によれば、50㎡(4人の世帯の最低居住水準)未満の住宅(持家)は、平成22年度は1.5%となっており、居住水準の改善が進んでいると推測される。 また、平成19～21年度における一戸あたり住宅地面積が一定水準に満たないものの割合の平均は、24.5%である。</p> <p>【3号ロ関係】 都市再生誘発量は平成22年度末時点で7,605haとなっており、目標値の達成に向け順調に推移している。 本政策目標を達成するため、引き続き本特例の継続が必要である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成25年)</p> <p>【3号イ関係】 平成20年度における最低居住面積水準未満率は4.3%であるが、本特例により早急な解消が図られると見込まれる。</p> <p>【3号ロ関係】 都市再生誘発量は平成22年度末に7,605haとなっており、目標値の達成に向け順調に推移している。 本政策目標を達成するため、引き続き本特例の継続が必要である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成15年～平成25年)</p> <p>本特例が実施されなかった場合、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地等の造成が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進を阻害するおそれがある。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成15年～平成25年)</p> <p>上記のように、本特例は事業者の土地取得を円滑化することにより、優良な宅地の供給を促進するものであることから、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>土地所有者に優良な住宅地造成事業等のために土地を譲渡するインセンティブを与える等の目的を有する措置として、本措置は的確かつ必要最小限の措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置(所得税・法人税・住民税) 本特例措置と相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進が図られることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。</p>
10	有識者の見解	—

減収見込額推計

項目 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の延長
(法人税、法人住民税、法人事業税)

国税（法人税） ▲ 8 百万円

地方税（法人住民税、法人事業税） ▲ 4 百万円

【推計方法】

一団の住宅地造成事業（第3号イ）、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業（第3号ロ）に係る1,500万円特別控除の適用実績は、以下の通り。

第3号イ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数	第3号ロ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成20年度	4	167	5	平成20年度	1	3	0
平成21年度	3	72	1	平成21年度	2	34	0
平成22年度	0	0	0	平成22年度	0	0	0
平均	2	80	2	平均	1	12	0

平成24年度以降も平成20～22年度と同程度の事業が行われると仮定すると、

適用実績は2+1=3件、地権者数は、個人：80+12=92人、法人：2+0=2人となる。

各地権者は1,500万円まで控除を受けるものと仮定すると、法人に係る譲渡益の減収額は、

法人： 2 × 1,500 = 3,000万円

よって、各税目の減収見込額は以下の通りとなる。

①国税

法人税： 3,000 × 0.255 = 765万円

②地方税

法人住民税： 3,000 × 0.255 = 765万円（法人税の減収見込額）

→ 765 × 0.173 = 132万円 → 132万円

法人事業税 所得割分 3,000 × 0.041 = 123万円

地方法人特別税分 123 × 1.05 = 129万円 123+129=252 → 252万円

→法人住民税+法人事業税： 132+252= 384万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長 (法人税)	
2	要望の内容	長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率80%)を認めている現行措置(平成23年12月31日まで)を3年延長する。	
3	担当部局	土地・建設産業局企画課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 拡充 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長	
6	適用又は延長期間	3年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要を喚起することにより、企業の事業再編の促進、産業空洞化の防止を図るとともに、土地取引を活性化し、土地の有効利用及び地域の活性化を促進する。 《政策目的の根拠》 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、「1,000兆円の住宅・土地等実物資産の有効利用を図る」こととされており、本特例は不動産市場の活性化を目指す政府の方針に沿う特例である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含 また、「日本再生のための戦略に向けて(平成23年8月5日閣議決定)」においては、日本再生に向けた戦略の方針として、「空洞化防止・海外市場開拓」が掲げられている。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・低未利用地の面積(平成15年度:13.1万ha→平成25年度:13.1万ha) ・土地取引件数(平成22年:115万件→平成26年150万件)

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地の面積 平成 15 年度：13.1 万 ha→平成 25 年度：13.1 万 ha ・土地取引件数 平成 22 年：115 万件→平成 26 年 150 万件 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置のインセンティブにより、低未利用地の有効活用及び土地取引の活性化を通じて、地域経済の活性化が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 20 年度 1,069 件の内数 平成 21 年度 549 件の内数 平成 22 年度 809 件の内数 平成 23 年度 809 件の内数（見込み） 平成 24 年度 809 件の内数（見込み） 国税庁「会社標本調査」による。平成 22 年度以降は、平成 20 年度及び平成 21 年度の平均値とした。</p>
		② 減収額	<p>平成 20 年度 94,137 百万円の内数 平成 21 年度 73,635 百万円の内数 平成 22 年度 83,836 百万円の内数 平成 23 年度 71,514 百万円の内数（見込み） 平成 24 年度 71,514 百万円の内数（見込み） 国税庁「会社標本調査」による適用件数（平成 22 年度以降は、平成 20 年度及び平成 21 年度の平均値）に、法人税率（平成 22 年度までは、大企業 30%、中小企業 22%。平成 23 年度以降は、大企業 25.5%、中小企業 19%）を乗じて推計。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 15 年～平成 22 年）</p> <p>低未利用地の面積 平成 15 年度：13.1 万 ha → 平成 20 年度：12.2 万 ha 売買による土地取引件数 平成 15 年：161 万件 → 平成 22 年：115 万件 いわゆるリーマンショックを契機とする平成 20 年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は 115 万件（平成 22 年）まで落ち込んでいるが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、足下 の下落幅は縮小している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 15 年～平成 26 年）</p> <p>本特例により、企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要が喚起され、順調に低未利用地の面積が減少している。 他方、いわゆるリーマンショックを契機とする平成 20 年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は 115 万件（平成 22 年）まで落ち込んでいるが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、足下 の下落幅は縮小しており、平成 26 年に土地取引件数が 150 万件（平成 18 年度と平成 19 年度の平均値）まで回復する見込みである。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成15年～平成26年)</p> <p>本特例が実施されなかった場合、土地取引件数が減少するとともに、低未利用地が増加し、地域経済の停滞等に繋がることとなる。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成15年～平成26年)</p> <p>上記のように、本特例は企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要を喚起することにより土地取引を活性化し、土地の有効利用及び地域の活性化を促進するものであることから、税込減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、税制上の特別措置を講じていくことが適当である。</p> <p>また、一定の政策目的が認められる事業用資産の買換えの場合に限定している。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	投資法人が買換特例等を適用した場合について、導管性要件(支払相当を損金算入するための要件)である利益の90%超配当要件の見直しを行う。
3	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度創設
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人を活用した不動産証券化の促進により不動産投資市場を活性化する。 ・投資法人による不動産証券化を推進し、豊富な民間資金により投資法人による不動産の購入・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリュウアップ等が促進されることで、①優良な都市ストック(住宅・オフィスビル・商業施設等)の形成・維持・バリュウアップ(耐震改修、省エネ改修等)、②工場跡地など未利用地の有効利用や開発の促進等による地域経済の活性化、③投資法人が有力な買い手として機能し、透明性の高い適正価格での取引を推進することによる資産デフレの防止を図る。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋) 「金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。」 ・国土交通省政策集2010(平成22年6月策定) 「不動産投資市場の活性化」 <p>政策目標9 市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>投資法人が物件売却による資金を買換え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供し、不動産証券化実績を拡大する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>投資法人の圧縮記帳の適用実績</p>

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資法人にインセンティブを与えることにより、不動産投資市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化が図られる。
8	有効性等	① 適用数等	上場不動産投資法人 35 社（平成 23 年 7 月末）
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月） 投資法人について買換特例等を適用する場合に利益の 90%超配当要件を満たしやすくなることにより、売却物件の譲渡益を買換え等の資金として有効に活用することが可能になる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月） 投資法人について買換特例等を適用する場合に利益の 90%超配当要件を満たしやすくなることにより、圧縮記帳の適用実績が増える見込み。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 24 年 4 月～） 物件売却による資金を買換え等の資金として有効に活用することが制約される。	
		《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 24 年 4 月～） 税収減は生じないと考えられる。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益については、利益の 90%超配当要件の判定において配当可能利益から控除し、内部留保を可能とすることで、投資法人の資金調達方法が多様化し、また、多様な資金調達方法の提供により、投資法人による物件取得が積極化することで、不動産投資市場の活性化へと繋がることから、要望している措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入（法人住民税）
2	要望の内容	投資法人・特定目的会社に係る法人住民税均等割について、減免措置を導入する。
3	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	－
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人・特定目的会社（以下、投資法人等）を活用した不動産証券化の促進により不動産投資市場を活性化する。 ・投資法人等による不動産証券化を推進し、豊富な民間資金により投資法人等による不動産の購入・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリューアップ等が促進されることで、①優良な都市ストック（住宅・オフィスビル・商業施設等）の形成・維持・バリューアップ（耐震改修、省エネ改修等）、②工場跡地など未利用地の有効利用や開発の促進等による地域経済の活性化、③投資法人等が有力な買い手として機能し、透明性の高い適正価格での取引を推進することによる資産デフレの防止を図る。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）（抜粋） 「金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。」 ・国土交通省政策集 2010(平成 22 年 6 月策定) 「不動産投資市場の活性化」
		<p>政策目標 9 市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含</p>
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>投資家のビークルを通じたりスクマネー供給促進により、多様な資金調達・運用の機会を確保し、不動産証券化実績を拡大する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>投資法人等を用いた不動産証券化の実績総額</p>

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資法人にインセンティブを与えることにより、不動産投資市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化が図られる。
8	有効性等	① 適用数等	上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 特定目的会社の届出件数 964 件(平成 23 年 3 月末)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月) 法人住民税の均等割課税を減免することにより、投資法人等の投資家の投資収益が向上し、投資家のビークルを通じたリスクマネー供給が促進される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月) 法人住民税の均等割課税を減免することにより、投資法人等の投資家の投資収益が向上し、ビークルを通じたリスクマネー供給が促進される見込み。具体的には、投資法人・特定目的会社を用いた不動産証券化の案件実績や資産規模の増加が見込まれる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月) 法人住民税の均等割課税が引き続きなされることにより、投資法人等の投資家の投資収益が損なわれ、投資家のビークルを通じたリスクマネー供給が阻害されている状況が継続する。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月) 税収減は生じないと考えられる。なお、投資法人等に係る課税の特例(租税特別措置法第 67 条の 14、15)についても、税収減は生じていないとの整理がなされている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	投資法人等について、ビークル段階での課税が行われなくなることで、配当の損金算入制度との整合性がとれる。また、投資家による投資法人等を通じたリスクマネー供給が促進され、多様な資金調達・運用の機会が確保されるため、要望している措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充(法人税)
2	要望の内容	<p>特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を、都市再生特別措置法第19条の10第2項の規定により都市再生事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合にも認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業により整備された建築物について、5年間5割増償却
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	1年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することにより、その国際競争力の強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられており、民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等のための法案を早期に提出し、2011年度以降、その立上げ支援を行うこととされている。</p> <p>また、「国土交通省成長戦略」(平成22年5月17日)においても、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の前倒し延長・拡充とともに、各種の規制緩和や税制措置、金融措置を総合的に講じる地域を新たに設定し、大都市の再生や成長を一層促すことが優先的に実施すべき事項として掲げられている。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 整備計画の作成と民間都市再生事業計画の認定手続を一体化し、個別の認定を不要とする制度(ワンストップ化)について認定事業と同様の税制特例を適用することにより、優良な民間都市開発事業を支援する。</p> <p>これにより、特定都市再生緊急整備地域において、国際競争力強化等に資する優良な民間都市開発事業を推進し、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成し、我が国全体の成長を牽引する大都市の国際競争力の強化を図る。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法に基づき、国の認定を受けた民間都市開発事業※による経済波及効果 目標値：平成 24 年度 6.8 兆円 ※ 特定都市再生緊急整備地域、都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画区域内における事業が認定の対象。 都市機能更新率（建築物更新関係） 目標値：平成 24 年度 40.2% <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特定都市再生緊急整備地域において、法人税の特例（割増償却）を措置することで事業者インセンティブを与えることにより、優良な民間都市開発事業を誘発するとともに、魅力ある市街地を形成し、上記政策目的の実現に寄与することができる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 24 年度 1 件</p> <p>※ 特定都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定件数として見込まれている年2件のうち半分が今回拡充充分のワンストップ化を活用するものと推計。</p>
		② 減収額	<p>平成 24 年度 0 百万円</p> <p>※ 今回拡充充分の適用対象は、既に特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の適用対象として見込まれている事業であることから、減収額の見込みをゼロと推計。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度）</p> <p>都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域は、現在までに 65 地域、6,612ha が指定されており、同地域における認定民間都市再生事業（平成 23 年 7 月 1 日現在、41 件を認定済み）を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。</p> <p>しかし、アジア地域では、上海やシンガポールなどの成長が著しい一方で、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。こうした状況を踏まえ、我が国の経済成長を実現するためには、大都市の国際競争力強化やその魅力向上に向けて、早急に国を挙げて取組を強化することが必要である。そのためにも、整備計画の作成と民間都市再生事業計画の認定手続を一体化し、個別の認定を不要とする制度（ワンストップ化）について認定事業と同様の税制特例を適用することにより、優良な民間都市開発事業を支援する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度）</p> <p>民間都市再生事業計画は、平成 23 年 7 月現在 41 件が認定され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市機能更新率（建築物更新関係）は平成 22 年度までに 38.5%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>今後は、拡充される本特例措置を通じて、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 24 年度）</p> <p>アジア地域では、上海やシンガポールなどの成長が著しい一方で、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。このような状況において、国家戦略として我が国の大都市の国際競争力強化等を推進し、世界に発信可能な拠点整備を行うことは、「新成長戦略」や「国土交通省成長戦略」でも重要な施策として掲げられているところ、本特例措置が拡充されなければ、優良な</p>

			<p>民間都市開発事業の施行者がワンストップ化を活用するインセンティブを失うことから、特定都市再生緊急整備地域内における市街地の円滑かつ迅速な整備に支障が生じることが懸念される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度) 本特例措置の拡充による税込減は生じない見込みである。 なお、本特例措置の効果として、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進し、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成することにより、我が国経済の活性化を図ることができる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域として指定する特定都市再生緊急整備地域における、優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、大都市の国際競争力の強化という政策目的の達成のための手段としての確かつ必要最小限の措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行うこととしているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立上げを支援するものである。一方、本特例措置は、最も厳しい開発段階において、採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものである。したがって、両者の役割分担は明確である。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	要望の内容	民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が、都市再生特別措置法に基づく都市再生事業支援業務又は都市再生整備事業支援業務において行う金銭貸付業を収益事業の範囲から除外する。
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 62 年度 参加業務（不動産販売業・不動産貸付業）、融通業務（金銭貸付業）を収益事業から除外</p> <p>平成 6 年度 土地取得譲渡業務（不動産販売業）を収益事業から除外 ※平成 11 年度、平成 14 年度に延長</p> <p>平成 15 年度 都市再生支援業務（金銭貸付業・信用保証業）を収益事業から除外 認定事業用地適正化計画に基づく業務（不動産販売業）を収益事業から除外</p> <p>平成 20 年度 日本政策投資銀行の民営化により、収益事業から除外されている融通業務の寄託先を拡大</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>民都機構が、都市再生特別措置法に基づく都市再生事業支援業務又は都市再生整備事業支援業務において行うメザニン支援業務を通じて、優良な民間都市開発事業への資金調達の円滑化を図り、都市再生・地域再生等を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、民間都市開発プロジェクトに係る金融措置等を早期に行うこととされたことを踏まえ、環境にも配慮した新規の優良な民間都市開発事業について、民間金融機関を補完する観点から、特に調達が困難なミドルリスク資金供給の円滑化など安定的な金利による長期的な資金調達を支援する手法として、平成 23 年の都市再生特別措置法改正により、都市再生事業支援業務及び都市再生整備事業支援業務としてメザニン支援業務が創設された。</p> <p>メザニン支援業務の実施に必要なコストの一部について低減を図ることにより、都市機能の高度化、都市の居住環境の向上等に資する優良な民間都市開発事業の立上げ支援等を円滑に行い、都市再生・地域再生を推進することが必要である。</p>
	② 政策体系における政策目的	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進</p> <p>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>

		の位置付け	
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市機能の高度化、都市の居住環境の向上に寄与するとともに、経済波及効果も非常に大きい優良な民間都市開発事業を着実に促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間都市開発誘発計数 16.0 倍（平成24年度～平成28年度）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都市機能の高度化、都市の居住環境の向上に寄与するとともに、投資の直接効果や波及効果も非常に大きい優良な民間都市開発事業に対する民都機構の金融支援について、実施に係るコストが軽減されることにより円滑に実施されるため、民間資金を着実に呼び込むことを通じて、優良な民間都市開発事業の立上げを促進する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>毎年度 1件 ※民都機構の指定実績に基づき推計。</p>
		② 減収額	<p>平成24年度 法人税：27百万円、法人住民税：5百万円、法人事業税：10百万円 平成25年度 法人税：181百万円、法人住民税：31百万円、法人事業税：68百万円 平成26年度 法人税：314百万円、法人住民税：54百万円、法人事業税：118百万円 平成27年度 法人税：458百万円、法人住民税：79百万円、法人事業税：173百万円 平成28年度 法人税：586百万円、法人住民税：101百万円、法人事業税：221百万円 ※算定根拠は別紙参照</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成28年度） 都市開発事業は、都市機能の高度化や都市の居住環境の向上という事業そのものの実現による効果に加え、経済波及効果も非常に大きく、政策的必要性の高いものだが、民間金融機関からは時間リスクや採算性のリスクの高い貸付対象とみられており、融資判断も厳しくみられるものとなっているため、公的機関による支援を実施し、これを補完する必要がある。 このため、環境にも配慮した新規の優良な民間都市開発事業について、特に調達が困難なミドルリスク資金供給の円滑化など安定的な金利による長期的な資金調達を支援することにより、事業の立上げ支援を実施する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成28年度） 本特例措置の適用により、メザニン支援業務の実施に係るコストが軽減され、当該業務を円滑に実施することをもって、民都機構による民間都市開発事業への立上げ支援を円滑に行うことが可能となる。民都機構の支援が円滑に行われる事業においては、民間資金を誘発しやすい環境が整うことから、民間都市開発誘発計数16倍以上を目標とし、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上の実現を図る。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成24年度～平成28年度)</p> <p>民都機構によるメザニン支援業務の実施に係るコストが増加することから、優良な民間都市開発事業に対する支援について、貸付金利の上昇が生じる、リスクに見合う適切な内部留保が確保されない等、円滑な支援に支障が生じる事態の発生が想定され、これらにより、都市機能の高度化と都市の居住環境の向上の実現に支障をきたすこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成24年度～平成28年度)</p> <p>本特例措置により相当の減収が見込まれるが、一方、メザニン支援業務の支援対象は、民間事業者による都市開発事業の中でも公共の用に供する施設の整備や高い環境性能を有する建築物の建築等を要件としていることから、このような事業の立上げ支援を円滑に実施することにより、一層の都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上の実現が図られる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、我が国の活力の源泉である都市における民間都市開発事業の中でも特に公益性の高い事業に対してメザニン支援業務を実施する民都機構に限って適用されるものであり、都市再生、地域再生等の推進という政策目的のための手段として、的確かつ必要最小限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>メザニン支援業務の実施に当たっては、予算制度が存在するが、これは優良な民間都市開発事業に対して金融支援を行うための資金調達を確実に行うためのものである。一方、本特例措置は、金融支援の実施にかかるコストを軽減することにより、円滑な支援を実施するためのものであるため、明確に役割が分担されている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、地域における優良な民間都市開発事業の中でも、特に公益性の高いものに限って金融支援を実施する事業に関するものであり、全国の都市は我が国の成長の源泉であることから、地方税に係る特例を講じることを通じて地方公共団体が協力する相当性が認められる。</p>
10	有識者の見解		-

(別紙)

【減収見込額】
民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充
(法人税、法人住民税、法人事業税)

○法人税

(単位:百万円)

	貸付利息 収入	借入利息 支払	貸倒 引当金	事務経費	繰越損失	課税標準	法人税率	減収見込額
平成24年度	2233	884	993	75	177	104	25.5%	27
平成25年度	3596	1393	1417	75	0	711	25.5%	181
平成26年度	4964	1950	1708	75	0	1231	25.5%	314
平成27年度	6349	2570	1907	75	0	1797	25.5%	458
平成28年度	7826	3327	2125	75	0	2299	25.5%	586

○法人住民税

(単位:百万円)

	法人税額	法人税率	減収見込額
平成24年度	27	17.3%	5
平成25年度	181	17.3%	31
平成26年度	314	17.3%	54
平成27年度	458	17.3%	79
平成28年度	586	17.3%	101

○法人事業税

(単位:百万円)

	貸付利息 収入	借入利息 支払	貸倒 引当金	事務経費	繰越損失	課税標準	法人税率	減収見込額
平成24年度	2233	884	993	75	177	104	9.6%	10
平成25年度	3596	1393	1417	75	0	711	9.6%	68
平成26年度	4964	1950	1708	75	0	1231	9.6%	118
平成27年度	6349	2570	1907	75	0	1797	9.6%	173
平成28年度	7826	3327	2125	75	0	2299	9.6%	221

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進のための課税の特例措置の創設 （法人税）
2	要望の内容	<p>人口や都市機能が集中する大都市において、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図るため、都市部のエリア全体の視点からハード・ソフト両面での対策に係る街区防災計画（仮称）の作成及び当該計画に基づく関係者の取組を促進する新たな枠組を検討中。</p> <p>本枠組みの下、地方公共団体等が作成する街区防災計画（仮称）に基づき次に掲げる施設等を取得した場合の課税の特例措置（特別償却30%）を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設 ・ 防災用備蓄倉庫 ・ 非常用発電設備（オイルタンク、設備設置スペース等を含む。） ・ 耐震エレベーター
3	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課、住宅局住宅企画官、市街地建築課内閣官房地域活性化統合事務局
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度 創設
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>人口や都市機能が集中する大都市の特性にかんがみ、エリア全体の視点からのエリアの関係者によるハード・ソフト両面での一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）」において、大震災の教訓を踏まえた今後の災害への備えとして、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保すること、防災拠点（災害に強い施設）・情報伝達体制等の整備、企業の事業継続の取組の促進等を行うこととされている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p>

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>交通結節点にビル群が立地している大都市において、街区防災計画（仮称）の作成を通じて、街区単位で避難施設、備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備を促進することにより、市街地の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>街区防災計画（仮称）の作成数 平成 25 年度 58 件</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置の創設がインセンティブとなり、避難施設、防災用備蓄倉庫等の防災設備が整備されていくことで、エリア全体の視点からの防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保に寄与することができる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>（適用件数）</p> <p>平成 24 年度 26 件 平成 25 年度 26 件</p> <p>街区防災計画（仮称）は、2 年間で三大都市以外の都市については 38 都市で作成の見込み。1 都市につき、1 計画、1 建物と想定。三大都市（東京・大阪・名古屋）については 20 計画、20 建物を想定。2 年間で合計 58 件の適用件数見込み。1 年間 29 件のうち、法人税対象適用件数は 26 件（三大都市、政令都市、中核市でそれぞれ 1 件（合計 3 件）の所得税適用件数）。</p>
	② 減収額	<p>（減収額）</p> <p>平成 24 年度 法人税：165 百万円 平成 25 年度 法人税：165 百万円</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>東日本大震災は我が国の経済の牽引役となる大都市の都市機能にも大きな影響を与え、例えば、新宿駅周辺は、超高層ビルからの避難者と交通結節点に向かう帰宅困難者等により、人があふれ、大きな混乱を引き起こした。</p> <p>一方で、一体的に防災対策が講じられている六本木ヒルズのエリアでは、帰宅困難者の対応も含め、大きな混乱は発生せず災害への対応が行われたほか、自立型のエネルギー源が確保されていたため、都市機能の大きな低下も防がれた。</p> <p>本特例措置を講じることにより、大都市における市街地の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保が図られることとなる。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>大都市においては、人口や都市機能が集中する特性を有しているため、1都市につき少なくとも1つの街区防災計画（仮称）の作成が見込まれ、当該計画に基づく本特例措置のインセンティブにより避難施設、備蓄倉庫、非常用発電設備等の防災設備が整備される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>先般の東日本大震災における混乱状況を踏まえると、今後、大規模災害が大都市において発生した場合、交通結節点周辺の高層ビル、地下街等が集積するエリアにおいては、避難者の集中等による大混乱により、甚大な人的被害が発生するとともに、大都市の都市機能が大きく損なわれる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置により相当の減収が見込まれるが、一方、人口や都市機能が集中する特性を有する大都市では、1都市につき少なくとも1つの街区防災計画（仮称）の作成が見込まれ、本特例措置をインセンティブとして避難施設、備蓄倉庫、非常用発電設備等が整備されることにより、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、我が国の経済を牽引する大都市の都市機能の維持・継続性が確保される効果が見込まれる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本件特例措置は特別償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比べて国庫への負担がなく効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、街区防災計画（仮称）に基づき整備される設備等に限って適用されるものであり、政策目的達成のためのインセンティブとして、的確かつ必要最小限の措置である。</p> <p>予算支援措置である街区防災性能等向上促進事業（仮称）は、街区防災計画（仮称）の作成に係る調査、コーディネート活動等に対する支援措置である一方、本件特例措置は、計画に基づく施設整備を促進するものであり、両者の役割分担は明白である。</p> <p>本特例措置は、地域の防災性向上及び都市機能の維持・継続性の確保を図るものだが、同時に我が国の経済を牽引する、大都市を支援するものであることから、地方税法による課税の特例措置を講じることにより、地方公共団体が協力する相当性は認められる。</p>
10	有識者の見解		—

減収見込額調書

街区防災計画(仮称)に基づく事業の推進のための特例措置の創設 (法人税)

減収見込額:平成24年度 165 百万円
:平年度 165 百万円

(適用件数見込)

・ 三大都市	10 件	<1>
新築	5 件	<2>
改修	5 件	<3>
・ 政令都市	9 件	<4>
新築	0 件	<5>
改修	9 件	<6>
・ 中核市	11 件	<7>
新築	0 件	<8>
改修	11 件	<9>

(*)上記の内、個人施行にかかるもの

・ 三大都市	1 件	<1>'
・ 政令都市	1 件	<4>'
・ 中核市	1 件	<7>'

(想定建築物)

・ 三大都市における対象ビルの延べ床面積	20,000 坪	<10>
・ 政令都市における対象ビルの延べ床面積	5,000 坪	<11>
・ 中核市における対象ビルの延べ床面積	5,000 坪	<12>
・ 三大都市における対象ビルの建築費(<10>×坪単価80万円)	13,000 百万円	<13>
・ 政令都市における対象ビルの建築費(<11>×坪単価80万円)	3,250 百万円	<14>
・ 中核市における対象ビルの建築費(<12>×坪単価80万円)	3,250 百万円	<15>
・ 三大都市における対象ビルの固定資産税評価額(<13>×70%)	9,100 百万円	<16>
・ 政令都市における対象ビルの固定資産税評価額(<14>×70%)	2,275 百万円	<17>
・ 中核市における対象ビルの固定資産税評価額(<15>×70%)	2,275 百万円	<18>

(軽減対象面積・割合)

・ 三大都市	1,025 m ²	<18>
非常用発電機+オイルタンク	200 m ²	
自律復旧型耐震性エレベーター	225 m ²	
防災備蓄倉庫	200 m ²	
避難スペース	400 m ²	
軽減面積割合(<18>÷(<10>÷0.3025))	1.6%	<19>
・ 政令都市	359 m ²	<20>
非常用発電機+オイルタンク	200 m ²	
自律復旧型耐震性エレベーター	9 m ²	
防災備蓄倉庫	50 m ²	
避難スペース	100 m ²	
軽減面積割合(<20>÷(<11>÷0.3025))	2.2%	<21>
・ 政令都市	359 m ²	<22>
非常用発電機+オイルタンク	200 m ²	
自律復旧型耐震性エレベーター	9 m ²	
防災備蓄倉庫	50 m ²	
避難スペース	100 m ²	
軽減面積割合(<22>÷(<12>÷0.3025))	2.2%	<23>

**①法人税
＜建築物＞**

(1棟当たりの法人税優遇額①＜建築物＞)

建築費×軽減面積割合×15%(特別償却率)×25.5%(税率)

- ・ 三大都市における対象ビル1棟当たりの法人税優遇額＜建築物＞ 8 百万円 <24>
- ・ 政令都市における対象ビル1棟当たりの法人税優遇額＜建築物＞ 3 百万円 <25>
- ・ 中核市における対象ビル1棟当たりの法人税優遇額＜建築物＞ 3 百万円 <26>

(法人税優遇額①＜建築物＞)

24年度

115 百万円 <27>

ビル1棟当たりの法人税優遇額×適用件数(法人施行分)

- ・ 三大都市における対象ビル法人税優遇額＜建築物＞((<1>-<1>')×<24> 69 百万円 <28>
- ・ 政令都市における対象ビル法人税優遇額＜建築物＞(<4>-<4>'×<25> 20 百万円 <29>
- ・ 中核市における対象ビル法人税優遇額＜建築物＞(<7>-<7>'×<26>) 26 百万円 <30>

＜償却資産＞

(軽減対象投資額)

- 非常用発電機+オイルタンク 15 百万円 <31>
- 自律復旧型耐震性エレベーター 10 百万円 <32>

(1棟当たりの法人税優遇額②＜償却資産＞)

- 非常用発電機+オイルタンク(<31>×30%(特別償却率)×25.5%(税率) 1.1 百万円 <33>
- 自律復旧型耐震性エレベーター(<32>×30%(特別償却率)×25.5%(税率) 0.8 百万円 <34>

(法人税優遇額①＜建築物＞)

24年度

50 百万円 <35>

- 非常用発電機+オイルタンク(<33>×82件(適用件数)) 30 百万円 <36>
- 自律復旧型耐震性エレベーター(<34>×82件(適用件数)) 20 百万円 <37>

法人税減収見込

24年度(<27>+<35>)

165 百万円 <38>

平年度(<38>×3÷2)

165 百万円 <39>

税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	要望の内容	津波防災地域づくりに関する法律（仮称）に基づく津波浸水想定区域において、収用等又は交換処分等があった場合の特例措置の適用を受ける際の簡易証明書制度（公共事業施行者が証明することで足りるとする制度）の対象に、津波防護施設を追加する。
3	担当部局	水管理・国土保全局水政課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>津波防護施設の整備に係る用地交渉を円滑化することにより、津波防護施設の迅速な整備を図り、内陸部における津波による浸水被害の拡大を防止・軽減する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲惨のなかの希望」（平成23年6月25日） 第1章 新しい地域のかたち (2) 地域づくりの（まちづくり、むらづくり）の考え方 ①「減災」という考え方 「・・・さらに、防潮堤等に加え、交通インフラ等を活用した地域内部の第二の堤防機能を充実させ、・・・」 (4) 既存復興関係事業の改良・発展 「今後の津波対策は、これまでの防波堤・防潮堤等の「線」による防御から、河川、道路、まちづくりも含めた「面」による「多重防御」への転換が必要である。このため、既存の枠組みにとらわれない総合的な対策を進めなければならない。例えば、道路や鉄道などの公共施設の盛土を防災施設である二線堤として位置付けるべきである。」</p> <p>○社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」（平成23年7月6日） 3 上記考え方に照らし今後解決すべき課題 (4) 津波防災のための施設の整備等 ②「上記の海岸保全施設や港湾施設等による防御効果に加え、例えば、二線堤（浸水の拡大を防止する機能を持つ道路等の盛土等）、宅地、公共施設の盛土等、津波防護（津波被害の軽減）に寄与する施設を「津波防護施設（仮称）」として位置づけ、活用すること等について検討すべき。」</p> <p>○東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日）</p>

			<p>5 復興施策</p> <p>(1) 災害に強い地域づくり</p> <p>②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員</p> <p>(ii) 具体的には、今回のような大規模な津波リスクを考慮に入れ、例えば、①平地に都市機能が存在し、ほとんどが被災した地域、②平地の市街地が被災し、高台の市街地は被災を免れた地域、③斜面が海岸に迫り、平地の少ない市街地及び集落、④海岸平野部といった地域の状況に応じて、地盤沈下等の現況も踏まえつつ、以下のハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ実施する。</p> <p>(二) 二線堤の機能を有する道路、鉄道等の活用</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 1 3</p> <p>津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進するに包含</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積を減少させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積</p> <p>長期的には0haを目指す、当面の目標として、平成19年度約11万ha→平成24年度約9万ha</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>上記の政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであり、本特例措置の効果は、それら達成状況に直接発現されるものではないものの、円滑な達成のために有効な措置として効果を発揮している。</p> <p>津波防護施設は、内陸部における津波による浸水被害の拡大の防止・軽減を図る上で重要な施設であり、円滑な用地交渉によりその整備を推進する必要があることから、本特例措置は非常に有効な手段であると考えられる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成24年度：10件（見込み）</p> <p>平成25年度：10件（見込み）</p> <p>（今回の被災地域をはじめとする津波被害が想定される地域における津波防護施設の整備数を見込み、そのうち簡易証明書制度の対象となる件数を推計）</p>
		② 減収額	<p>平成24年度：なし</p> <p>平成25年度：なし</p>

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成25年度）</p> <p>津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用によって、津波防護施設の整備に係る用地交渉を円滑化することにより、津波防護施設の迅速な整備を図り、内陸部における津波による浸水被害の拡大を防止・軽減する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成25年度）</p> <p>上記の政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであるが、本特例措置の効果は、それら達成状況に直接発現されるものであり、円滑な達成のために有効な措置として効果を発揮している。</p> <p>また、津波防護施設は、津波による浸水被害の拡大の防止・軽減を図る上で重要な施設であり、市街地の地形等によって当該施設の整備規模は大きく異なるが、特に内陸部において津波による浸水被害の恐れがある地域については、津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保される地域にすることが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成24年度～平成25年度）</p> <p>本特例措置が新設されなかった場合、津波防護施設の整備に係る用地交渉を円滑化することができず、これにより津波防護施設の迅速な整備を図り、内陸部における津波による浸水被害の拡大を防止・軽減することができなくなる恐れがあり、日本近海で発生することが予測されている大地震が近年中に発生し、これに伴い大津波が発生した場合、内陸部における津波による浸水被害の拡大の防止・軽減が手遅れになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成24年度～平成25年度）</p> <p>本特例措置は、税収減を伴わない措置である。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>津波防護施設は、客観的な基礎調査と津波浸水想定の設定、地域の関係者間の調整手続きを経て、地域の意向として、当該施設以外の公共施設の整備、市街地の面的整備、防災拠点の整備等の各種関連施策を盛り込んだ、津波防災まちづくりのための総合的な推進計画の中に位置づけられることによりその新設、改良等が実施されるものとなることから、新設、改良等は推進計画に基づいて計画的かつ確実に実施されるものであり、その上で簡易証明書制度の適用により円滑な用地交渉を推進していくことは、内陸部における津波による浸水被害の拡大の防止・軽減を図るという政策目的を迅速に達成するための政策手段としての的確であると考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割	<p>平成23年度3次補正において、津波防護施設の新設又は改良に要する費用の一部を国が負担する予算上の措置を要求する方向で検討中であり、かつ、津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円</p>

		分担	特別控除等及び本特例措置の適用という2つの税制上の措置により、事業用地の取得がより一層円滑化し、当該施設の整備が推進されることとなる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、税収減を伴わない措置であり、地方税収の減少も伴わない。
10	有識者の見解		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	街区防災計画(仮称)区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設(法人税)
2	要望の内容	<p>人口や都市機能が集中する大都市において、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図るため、都市部のエリア全体の視点からハード・ソフト両面での対策に係る街区防災計画(仮称)の作成及び当該計画に基づく関係者の取組を促進する新たな枠組みを検討中。</p> <p>本枠組みの下、地方公共団体等が作成した街区防災計画(仮称)の区域内において耐震改修工事を実施した特定建築物(耐震改修促進法第6条に該当する建築物)について、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を求める特例措置を新設する。</p>
3	担当部局	住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>事業用建築物については、 平成 8 年度 耐震改修法関連特別措置 平成 11 年度 廃止</p> <p>平成 17 年度 要望 平成 18 年度 再要望 平成 20 年度 延長要望 平成 22 年度 延長要望(→廃止)</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口や都市機能が集中する大都市の特性にかんがみ、エリア全体の視点からのエリアの関係者によるハード・ソフト両面での一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」において、大震災の教訓を踏まえた今後の災害への備えとして、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保すること、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制等の整備、企業の事業継続の取組の促進等を行うこととされている。 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多数の者が利用する一定の建築物を耐震化する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成20年度 約80%→平成27年度 90%</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修が確実に実施されることにより、建築物ストックの安全性が確保され、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成24年度 32件(見込み) 平成25年度 29件(見込み)</p> <p>【算定根拠】 特定建築物の改修必要棟数を見込み、街区防災計画(仮称)区域内において、法人税の特例措置の対象となる件数を推計</p>
		② 減収額	<p>平成24年度 102百万円(見込み) 平成25年度 93百万円(見込み)</p> <p>【算定根拠】 件数×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成27年度) 税制の活用により耐震改修年度のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、平成27年度における耐震化率90%の達成に資する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成27年度) 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成15年度 約75% → 平成20年度 約80%→平成27年度 90% (27年度は、15年度から20年度の伸び率に一定の伸びしろを加算した目標)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 既存建築物の耐震改修は、他の機能更新投資とは異なり、それ自体が直接の収益に結びつかないことから、公益上の要請に比して耐震改修への経済的インセンティブがかなり低い状況にある。税制がない場合には、資金的余裕のない法人における耐震改修の取組が進みにくい状態が継続し、耐震化率の向上を阻害する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修が確実に実施されることにより、建築物ストックの安全性が確保され、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保が図られる。</p>

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例は、耐震基準に適合したより安全な建築物を増加させようとするものであり、民間事業者等に対するインセンティブ措置の特例として、特別償却が的確かつ必要最小限な措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	建築物の所有者等に補助等を行う地方公共団体へは、社会資本整備総合交付金による支援を実施しているが、地方公共団体における補助を前提としており、支援を受けられる地域に限られる。また、既存建築物については、建築基準法上、改修が義務づけられてはいない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修促進は、都市機能の維持・継続性の確保に資することから、地方公共団体の防災体制へのメリットも非常に大きい。
10	有識者の見解		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	マンション建替事業に係る特例措置の適用範囲の拡大（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	要望の内容	<p>「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」（以下「法」という。）に基づくマンション建替事業に適用される以下の税制上の特例措置について、マンション建替組合の設立認可等を定めた国土交通省令の改正（平成24年4月1日施行）に伴い、新たに法に基づくマンション建替事業の施行が可能となる事業についても、同特例措置の対象となるよう、特例措置の適用範囲を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（平成25年12月31日まで） ・換地処分に伴い資産を取得した場合の課税の特例（恒久措置） ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（恒久措置） ・土地の譲渡等がある場合の特別税率（平成25年12月31日まで）
3	担当部局	住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 平成14年度 創設 平成15年度 拡充 平成16年度 延長 平成17年度 拡充 平成21年度 延長 ・換地処分に伴い資産を取得した場合の課税の特例 平成14年度 創設 ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 平成14年度 創設 平成15年度 拡充 ・土地の譲渡等がある場合の特別税率 平成14年度 創設 平成15年度 拡充 平成16年度 延長 平成17年度 拡充 平成21年度 延長
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例：平成25年12月31日まで ・換地処分に伴い資産を取得した場合の課税の特例：恒久措置 ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除：恒久措置 ・土地の譲渡等がある場合の特別税率：平成25年12月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の老朽化したマンションの急増に対応して、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づくマンション建替事業における費用負担を軽減することにより、耐震性に劣る等の不良マンションストックを解</p>

		<p>消し、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）</p>																					
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含</p>																					
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>① 住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。</p> <p>② また、大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>① 関連の指標 ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%（平成20年）→28%（平成32年）</p> <p>② 関連の指標 ・新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%（平成20年）→95%（平成32年）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」に基づくマンション建替事業が促進されることにより、共同住宅の高齢者等の生活利便性の向上、耐震化の促進による安全・安心な住宅・居住環境の整備に資する。</p>																					
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>直近3年の特例措置の適用件数（登記件数）は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度（見込み）</th> <th>平成24年度（見込み）</th> <th>平成25年度（見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売渡請求・買取請求数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>28</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>権利変換件数</td> <td>190</td> <td>50</td> <td>231</td> <td>300</td> <td>350</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">国土交通省推計</p> <p>・売渡請求・買取請求数・・・マンション建替え円滑化法を活用したマンション建替えの見込み件数（H23:6件、H24:7件、H25:7件）×建替え1件あたりの平均売渡請求・買取件数1件（直近5ヶ年分の実績平均）</p> <p>・権利変換件数・・・マンション建替え円滑化法を活用したマンション建替えの見込み件数（H23:6件、H24:7件、H25:7件）×建替え1件あたりの平均権利変換件数4件（直近5ヶ年分の実績平均）</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）	平成24年度（見込み）	平成25年度（見込み）	売渡請求・買取請求数	3	3	28	6	7	7	権利変換件数	190	50	231	300	350	350
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）	平成24年度（見込み）	平成25年度（見込み）																	
売渡請求・買取請求数	3	3	28	6	7	7																	
権利変換件数	190	50	231	300	350	350																	
	③ 減収額	<p>平成24年度 1,219百万円（見込み）</p> <p>平成25年度 1,219百万円（見込み）</p> <p>マンション建替え円滑化法を活用したマンション建替えの見込み件数（H23:6件、H24:7件、H25:7件）×1件あたりの平均減収額を基に算出</p>																					

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成32年度) 建替えの必要性を考慮して基準を緩和することができるよう省令を改正しており、それにより新たに適用されることとなるマンション建替え事業を税制の特例措置の対象とすることにより、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づくマンション建替事業における費用負担を軽減し、耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消することで、安全・安心かつ良好な居住環境を確保したマンションへの建替えの円滑化、周辺の住環境や都市環境の向上に資する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成32年度) ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16% (平成20年) ・新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79% (平成20年)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年度～平成32年度) 特例措置が適用されなければ、マンション建替えの合意形成が困難になり、建替えが実現しなくなるおそれがある。その場合、当該マンションの居住者のみならず、周辺の市街地環境にも悪影響を及ぼす懸念がある。また、マンション建替え円滑化法に基づく事業に対して認められている税制特例措置は、建替組合や転出者を対象にしているものがあり、仮にマンション内に1戸でも基準緩和によってはじめて最低住宅面積要件を満たすことになる住戸が存した場合に、当該事業全体を特例措置の適用対象外とすれば、現行の基準に適合する住宅を取得する区分所有者や、転出する区分所有者も併せて特例を受けられなくなり、不合理である。また、このことから、建替え後の住宅の取得を希望する資力の低い者等に対し、転出するよう圧力が及ぶ恐れがあり、こうしたことはマンション建替え円滑化法の趣旨に反することになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成32年度) 建替えが必要な状況となっているマンションについて、建替え後のマンションに求める最低住宅面積の要件が厳しすぎるあまり、建替えができなくなれば、倒壊等により、マンションの居住者のみならず、周辺の市街地環境にも悪影響を及ぼす懸念があるため、建替えの促進が必要である。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>これまでに実施されたマンション建替えは、余剰容積を活用して戸数を増やし、これを第三者に譲渡することで、区分所有者の費用負担を軽減して合意形成を行ったものが多かった。しかしながら、このような建替えが可能な地域は、マンションの需要が高い都市部に限られる上、既に住宅の数が世帯数を上回っている現在において、戸数増を前提とした方式は持続可能なものではない。むしろ、今後の世帯数の本格的な減少を考慮すると、規模の小さな建物への更新をすすめていくことが重要となる。このため、容積率緩和等の施策ではなく、租税特例措置等による支援が妥当である。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>なし</p>

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	「建替えの必要性」や「合意形成の困難性」は、各地の住宅事情によって大きく変動するため、今般、国土交通省令を改正して、認可権者である地方公共団体が各地の住宅事情を勘案して別途基準を定めることができることとしており、地方公共団体の意向を踏まえ、マンション建替えに取り組むことが可能となる。
10	有識者の見解		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設(法人税)
2	要望の内容	多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第6条第1号に規定する建築物)で500㎡以上の大規模空間を有するものについて、天井に係る構造基準に適合するための改修を行った場合、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を認める特例措置を新設する。
3	担当部局	住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大規模空間を有する建築物について、天井の耐震化に係る具体的な技術基準を策定する予定であるが、既存建築物には当該基準が遡及適用されないことから、これらの既存建築物についても当該基準に適合するよう改修を促進し、今後の更なる大規模地震の危険性を踏まえた建築物ストックの安全性の確保を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)</p>
		<p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含</p>
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を進める。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成20年度 80% → 平成27年度 90%</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>天井の耐震化に係る具体的な技術基準の策定と併せ、税制特例による支援を行うことで、天井の改修における建築主の負担を軽減し、既存の大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を緊急に促進することにより、建築物ストックの安全性の確保に資する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	平成 24 年度 16 件 (見込み) 平成 25 年度 16 件 (見込み) 平成 26 年度 16 件 (見込み) 【算定根拠】 天井落下防止対策に問題がある建築物数をベースに、法人税の特例措置の対象となる件数を推計
		② 減収額	平成 24 年度 21 百万円 (見込み) 平成 25 年度 21 百万円 (見込み) 平成 26 年度 21 百万円 (見込み) 【算定根拠】 16 棟×1 棟あたり工事費×特別償却 25%×税率
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年度～平成 27 年度) 税制の活用により耐震改修年度のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、天井の耐震化に資する。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 27 年度) 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成 15 年度 約 75% → 平成 20 年度 80% → 平成 27 年度 90% (27 年度は、15 年度から 20 年度の伸び率に一定の伸びしろを加算した目標) 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 27 年度) 既存建築物の耐震改修は、他の機能更新投資とは異なり、それ自体が直接の収益に結びつかないことから、公益上の要請に比して耐震改修への経済的インセンティブがかなり低い状況にある。税制がない場合には、資金的余裕のない法人における耐震改修の取り組みが進みにくい状態が継続し、耐震化割合の向上を阻害する。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 27 年度) 多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井への耐震改修が確実に実施されることにより、今後予想される大地震が発生した場合においても、天井落下による死傷者の発生を防ぐ効果がある。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例は、耐震基準に適合したより安全な建築物を増加させようとするものであり、民間事業者等に対するインセンティブ措置の特例として、特別償却が的確かつ必要最小限な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	住宅・建築物安全ストック形成事業について、大規模空間を有する建築物の天井の脱落対策の支援創設を要求中であるが、地方公共団体における取り組みを前提としていることから、支援を受けられる地域に限られる。また、既存建築物については、建築基準法上、改修が義務づけられてはいない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	今後予想される大地震が発生した場合において、天井落下による死傷者の発生を防ぐ効果があることから、地方公共団体にとっても、当該耐震改修が進むことは大きな意義がある。
10	有識者の見解		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するための事業用固定資産の買換え等に関する特例措置の延長（法人税）	
2	要望の内容	JR貨物が国内にある事業用の土地を譲渡し、機関車・コンテナ貨車を取得して鉄道事業の用に供した場合に、その取得価額の80%の圧縮記帳を認める特例措置の延長（平成26年12月31日まで）	
3	担当部局	鉄道局総務課、財務課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成8年度創設 平成9年度延長、対象に機関車を追加 平成10年度延長、圧縮率を80%に拡充 平成13年度延長 平成16年度延長 平成19年度延長 平成21年度延長	
6	適用又は延長期間	3年間（平成26年12月31日まで）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 環境対策、エネルギー対策の観点から推進されるモーダルシフト施策の受け皿として重要な役割を担う鉄道貨物輸送の近代化等のためモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 鉄道貨物へのモーダルシフトの推進及びそのための鉄道輸送増強については、京都議定書目標達成計画（平成20年3月閣議決定）に盛り込まれている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機関車およびコンテナ貨車の新製割合を増加させる。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 当面の目標として、平成27年度期首までに機関車の新製割合を概ね70%、コンテナ貨車の新製割合を概ね84%とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税の繰延べ措置を講ずることにより、土地の譲渡益を活用した機関車・コンテナ貨車の買換えが円滑に行われることが期待される。
8	有効性等	① 適用数等	(1)実績 平成18年度 機関車6両 平成19年度 機関車3両 平成20年度 機関車2両 平成21年度 機関車6両 平成22年度 機関車7両 (2)今後の見込み 平成23年度 機関車1両、コンテナ貨車22両 平成24年度 機関車2両、コンテナ貨車27両 平成25年度 機関車4両、コンテナ貨車34両

			平成 26 年度 機関車 4 両、コンテナ貨車 30 両 (JR貨物からの聴き取りによる。)
		② 減収額	(1)実績 (法人税率 30%で算出) 平成 18 年度 474 百万円 平成 19 年度 209 百万円 平成 20 年度 136 百万円 平成 21 年度 546 百万円 平成 22 年度 583 百万円 (2)今後の見込み (法人税率 25.5%で算出) 平成 23 年度 100 百万円 平成 24 年度 204 百万円 平成 25 年度 355 百万円 平成 26 年度 338 百万円 (JR貨物からの聴き取りによる。)
		③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 18 年度～平成 26 年度) 平成 23 年度期首における機関車の新製割合は 47%となっている。 平成 23 年度期首におけるコンテナ貨車の新製割合は 69%となっている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成 18 年度～平成 26 年度) 機関車の新製割合は平成 18 年度期首 25%から平成 23 年度期首 47%と なっている。 コンテナ貨車の新製割合は平成 18 年度期首 59%から平成 23 年度期首 69%となっている。 また、現時点の見込みでは、平成 24 年度期首において、機関車の新製 割合が 51%、コンテナ貨車の新製割合が 72%に達する見込みである。(J R貨物からの聴き取りによる。) 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間：平成 24 年度～平成 26 年度) 機関車・コンテナ貨車への設備投資は多額の資金を必要とするが、J R貨物は厳しい経営状況下であり、当該資金を全て内部留保から確保す ることは困難であることから、輸送の効率化の過程で生み出された事業 用資産(土地)の売却でこれらの一部を捻出している。 このため、本特例措置が延長されなかった場合、経営の効率化に伴う 積極的な土地売却及びこれを原資とした機関車・コンテナ貨車の取得・ 更新が困難となる。 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成 18 年度～平成 26 年度) 課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、 モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入が促進される。 なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終 的な納税額に変化は生じない。
9	相当性	① 租税特別 措置等によ るべき妥 当性等	税制上の優遇措置の対象となる買換えの範囲については、一定の政策 目的が認められる事業用資産の買換えの場合に限定しているところであ る。
		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	本特例措置は課税の繰り延べによって、キャッシュフローが確保され、 モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車への投資を促すものであ る。 本特例措置の他に「JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得し た機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置」があ るが、これは、車両を購入した後に増大する固定資産税負担を軽減する

			<p>ことにより、JR貨物にモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車 を取得するインセンティブを与えるものである。 よって、適切かつ明確に役割分担はなされている。</p>
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)の延長(法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の適用期限を延長する。(2年延長) [特例内容] 取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除 [対象設備] 機械装置(160万円以上) 器具備品(120万円以上) ソフトウェア(70万円以上) 貨物自動車(車両総重量3.5t以上) 内航貨物船(基準取得価額:取得価額の75%)
3	担当部局	自動車局貨物課 土地・建設産業局建設市場整備課建設産業振興室 総合政策局公共事業企画調整課 総合政策局参事官(物流産業)室 自動車局旅客課 自動車局整備課 海事局総務課財務企画室 海事局内航課 海事局船舶産業課 港湾局港湾経済課 港湾局技術企画課技術監理室 観光庁観光産業課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 総合経済対策の一環として創設(平成11年5月31日まで) 平成11年度 1年間延長(貨物自動車8トン以上を3.5トン以上に拡充) 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 2年間延長(機械装置160万円以上に拡充) 平成16年度 2年間延長(器具備品120万円以上に縮減) 平成18年度 2年間延長(対象器具備品縮小、ソフトウェア追加) 平成20年度 2年間延長 平成22年度 2年間延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 建設業、道路貨物運送業(集配利用運送業を含む。以下同じ。)、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶貸渡業、造船・船用工業、旅行業等の国土交通関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が大宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい経営状

		<p>況にある。</p> <p>これらの中小企業者が機械等を導入することを促進し、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図り、もって、多様で効率的なサービスの提供を可能にする等公的使命の達成に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設の設置又は整備を促進すること」等が定められている。</p> <p>本税制措置は特定の中小企業者が機械等を導入することを促進し、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図り、もって、多様で効率的なサービスの提供を可能にする等公的使命の達成に資することを目的に創設されたものであり、上記施策体系の中で、中小企業の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標 32 建設市場の整備を推進する</p> <p>施策目標 35 自動車運送業の市場環境整備を推進する</p> <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>に包含</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>建設業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶貸渡業、造船・船用工業、旅行業等の用に供する機械装置等の導入を促進し、中小企業の生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>国土交通関係中小企業の生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るため、以下の通り、これら中小企業の設備投資を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業トラックの新車登録台数 対平成 10 年度比 100%以上（又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること） ・ 内航船舶の代替建造隻数 年平均 75 隻程度の建造隻数レベルの維持 ・ 老齢内航船舶比率 対平成 9 年度比 115% (4,050 隻) 程度以下に維持 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度の適用により一部の事業者においては、機械装置等の導入が促進され、経営の近代化・合理化が図られつつある。しかしながら、国土交通関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が大宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい経営状況にあり、引き続き本税制措置による支援が必要である。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用事業者数</p> <p>平成 22 年度 28,260 者</p> <p>平成 23 年度 26,696 者</p> <p>平成 24 年度 26,539 者</p>

		適用事業者の範囲 中小企業者																																										
②	減収額	<p>制度自体の減収額 132,200 百万円</p> <p>過去3年間の減税見込額の推移 平成20年度 2,560 億円 平成21年度 2,500 億円 平成22年度 1,288 億円 (出典：財務省による試算)</p>																																										
③	効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：18年度～22年度) 国土交通関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が大宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい状況にあるが、本制度の適用により一部の事業者においては、機械装置等の導入が促進され、経営の近代化・合理化が図られつつある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18年度～22年度) ・営業トラックの新車登録台数</p> <p>平成18年度・19年度は本特例措置導入当初の平成10年度実績を上回っており、平成20年度は平成10年度実績を下回るものの全車種の対平成10年度比を上回っているが、平成21年度・22年度は、世界的金融危機による荷動きの減少に加え、軽油価格高騰等により、平成10年度実績及び全車種の対平成10年度比のいずれをも下回っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業 トラック</td> <td>52,850 (100.0)</td> <td>78,830 (149.2)</td> <td>62,969 (119.1)</td> <td>47,469 (89.8)</td> <td>27,012 (51.1)</td> <td>36,450 (69.0)</td> </tr> <tr> <td>全車種</td> <td>4,234 (100.0)</td> <td>3,608 (85.2)</td> <td>3,447 (81.4)</td> <td>2,912 (68.8)</td> <td>3,194 (75.4)</td> <td>2,987 (70.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：営業トラック（台）、全車種（千台），下段の括弧内は10年度比（％）</p> <p>・内航船舶の代替建造隻数及び老齢内航船舶隻数（船齢14歳以上） 代替建造隻数については、平成19年度には本特例措置導入当前の平成9年度を上回ったが、燃料油価格の高騰、世界的金融危機・景気後退の影響等による荷動きの急減といった要因もあり、平成20年度以降は減少が続いた。老齢船舶（船齢14歳以上）の隻数については増加傾向が続いている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替建 造隻数</td> <td>89 (100.0)</td> <td>76 (85.4)</td> <td>100 (112.4)</td> <td>87 (97.8)</td> <td>73 (82.0)</td> <td>59 (66.3)</td> </tr> <tr> <td>老齢内 航船舶 隻数</td> <td>3,497 (100.0)</td> <td>3,610 (103.2)</td> <td>3,839 (109.8)</td> <td>3,897 (111.4)</td> <td>3,930 (112.4)</td> <td>3,968 (113.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>下段の括弧内は9年度比（％）</p>		10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	営業 トラック	52,850 (100.0)	78,830 (149.2)	62,969 (119.1)	47,469 (89.8)	27,012 (51.1)	36,450 (69.0)	全車種	4,234 (100.0)	3,608 (85.2)	3,447 (81.4)	2,912 (68.8)	3,194 (75.4)	2,987 (70.5)		9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	代替建 造隻数	89 (100.0)	76 (85.4)	100 (112.4)	87 (97.8)	73 (82.0)	59 (66.3)	老齢内 航船舶 隻数	3,497 (100.0)	3,610 (103.2)	3,839 (109.8)	3,897 (111.4)	3,930 (112.4)	3,968 (113.5)
	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																						
営業 トラック	52,850 (100.0)	78,830 (149.2)	62,969 (119.1)	47,469 (89.8)	27,012 (51.1)	36,450 (69.0)																																						
全車種	4,234 (100.0)	3,608 (85.2)	3,447 (81.4)	2,912 (68.8)	3,194 (75.4)	2,987 (70.5)																																						
	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																						
代替建 造隻数	89 (100.0)	76 (85.4)	100 (112.4)	87 (97.8)	73 (82.0)	59 (66.3)																																						
老齢内 航船舶 隻数	3,497 (100.0)	3,610 (103.2)	3,839 (109.8)	3,897 (111.4)	3,930 (112.4)	3,968 (113.5)																																						

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:24年度～25年度)</p> <p>長引く景気低迷による荷動きの減少等に加え原油価格高騰により経営環境が悪化する中で、中小企業者が機械等を導入することが困難になり、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が進まなくなることが予想される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:18年度～22年度)</p> <p>トラック運送事業、内航海運業等は経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占め、老朽化した車両や船舶等の設備を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。</p> <p>このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るために本税制措置は極めて有効である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業による機動的な設備投資を促進するためには、対象者が限定的となる補助金等と異なり、一般的な適用条件を設け対象者を特定しない税制措置による支援は効果的かつ効率的である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域経済は厳しい状況にあり、景気は冷え込んでいる。全国に広く存在する中小企業者の設備投資の下支えにより当該業種の活性化・健全化を図ることは地域経済の回復につながる。</p>
10	有識者の見解		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充(法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	<p>日本商船隊の競争力を確保することにより、日本商船隊の規模拡大を図りつつ、我が国経済安全保障の早急な確立を図るため、従来の適用対象である外航日本船舶に加え、日本商船隊のうち経済安全保障の観点から特に重要な一定の外国籍船を対象に追加する。</p> <p>① 特例措置の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税の特例を受けられる対象船舶は、現行制度で対象となっている外航日本船舶に加え、我が国外航海運企業が支配する特に重要な一定の船舶(日本商船隊のうち、日本の輸出入の輸送に従事する一定要件を満たす船舶)に限り、対象を拡充することとする。 <p>② 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 外航海運企業が、法人税、法人住民税、法人事業税について、利益に応じた納税額の算出に代わり、船舶のトン数に応じたみなし利益を損金算入した後の利益に応じて納税額を算出することができる制度。
3	担当部局	海事局外航課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設 平成22年3月31日までの間に、日本船舶・船員確保計画を作成し認定を受けた事業者は計画期間(5年間)内において、外航日本船舶にかかる利益について、みなし利益課税を選択することができる。
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>日本商船隊の競争力を確保することにより、日本商船隊の規模拡大を図りつつ、外航日本船舶増加のペースアップを図り、日本商船隊のうち、経済安全保障の観点から特に重要な一定の船舶により、外航日本船舶の必要隻数(450隻)を補完し、以て経済安全保障の早急な確立を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」) 復興への提言～悲慘のなかの希望～(平成23年6月「東日本大震災復興構想会議」)
	① 政策目的及びその根拠	<p>政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>に包含</p>

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね 450 隻とすることを目標とし、5 年間（平成 24 年度から平成 28 年度まで）で概ね 250 隻とすることを目標とする。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国商船隊における外航日本船舶数 我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね 450 隻とすることを目標とし、5 年間（平成 24 年度から平成 28 年度まで）で概ね 250 隻とすることを目標とする。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 12 月の交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申において、経済安全保障の確立に必要な外航日本船舶数は 450 隻とされていることから、外航日本船舶数を概ね 450 隻とすることを目標とし、5 年間（平成 24 年度から平成 28 年度まで）で概ね 250 隻とすることは、政策目的の実現に資する。 										
8	有効性等	① 適用数等	<p>(1) 実績 (トン数標準税制認定事業者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 4 月時点：認定事業者 10 社 <table border="1" data-bbox="566 891 1433 1012"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画開始時</th> <th>第 1 期実績</th> <th>第 2 期実績</th> <th>増減 (計画開始時 →第 2 期実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶の確保計画</td> <td>76.4 隻</td> <td>95.4 隻</td> <td>118.9 隻</td> <td>+42.5 隻</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本籍船 136 隻のうち、認定事業者 10 社で 119 隻の適用があり、適用数は僅少とはいえない。</p> <p>(2) 今後の見込み 適用対象とする船舶は、外航日本船舶及び我が国外航海運企業が支配する特に重要な一定の外国籍船の必要隻数</p>		計画開始時	第 1 期実績	第 2 期実績	増減 (計画開始時 →第 2 期実績)	外航日本船舶の確保計画	76.4 隻	95.4 隻	118.9 隻	+42.5 隻
	計画開始時	第 1 期実績	第 2 期実績	増減 (計画開始時 →第 2 期実績)									
外航日本船舶の確保計画	76.4 隻	95.4 隻	118.9 隻	+42.5 隻									
		③ 減収額	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度のトン数税制認定事業者 10 社の減税額合計：2,372 百万円 平成 22 年度のトン数税制認定事業者 10 社の減税額合計：12,033 百万円 増減収見込額（平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の平年度） +176 百万円 (いずれも国税・地方税の合計額) 										
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 20 年～平成 28 年)</p> <p>「日本船舶・船員確保計画(以下、『計画』という)」の認定を受けたトン数標準税制認定事業者 10 社について、下記の通り計画が実施され、政策目的の実現に向けた進捗を示しているが、外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶の早期確保を図る必要性に迫られている。</p> <p>(トン数標準税制認定事業者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 4 月時点 認定数:10 社 <p>(認定事業者の計画の概要)(10 社)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外航日本船舶の確保計画：77.4 隻⇒161.8 隻(約 2.1 倍) 										

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年～平成28年)</p> <p>(本制度の創設時における達成目標)</p> <p>①外国の外航海運事業者と本邦外航海運事業者との間の国際的な競争条件の均衡化</p> <p>②外航日本船舶・日本人船員の確保・育成</p> <p>①については、外航海運の世界では多くの国が導入している制度を導入するも、外国が全ての支配船舶を適用範囲としている一方、日本は、トン数標準税制の適用対象を外航日本船舶に限定している。</p> <p>②については、トン数標準税制を適用している計画の認定を受けた事業者10社について、上記計画が実施され、政策目的の実現に向けた進捗を示しているが、東日本大震災や原発事故を契機として、外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶の早期確保を図る必要性に迫られている。(現在の実現状況については、8①(1)参照)</p> <p>(租税特別措置等による効果)</p> <p>トン数標準税制の適用対象を、日本商船隊のうち経済安全保障の観点から重要な一定の船舶に拡大することは、事業者による外航日本船舶増加のインセンティブを与えることとなり、平成22年央で119隻の外航日本船舶を概ね450隻とすることを目標とし、計画期間中の当初5年間(平成23年度から平成27年度まで)で概ね250隻とすることの実現に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年～平成28年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に本租税特別措置の拡充が認められなかった場合、以下の効果等が失われることが考えられる。 (1) 外航日本船舶のペースアップ及びこれを補完する一定の重要な船舶の確保による、経済安全保障の早急な確立 (2) 日本商船隊の競争力確保・規模拡大 <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年～平成28年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の減収額及び達成状況の実現状況は8①及び②のとおりであり、本制度の創設時における達成目標の実現に向けての一定程度の効果が確認されているところ。 ・ 本租税特別措置の拡充により、以下のとおり効果が期待される。 (1) 外航日本船舶のペースアップ及びこれを補完する一定の重要な船舶の確保による、経済安全保障の早急な確立 (2) 日本商船隊の競争力確保・規模拡大 ・ なお、本租税特別措置の拡充により、5年間の適用期間全体で増収となる。
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易協定(内国民待遇※)に抵触するおそれ。また、経済協力開発機構(OECD)において、造船に関して、平成6年に「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」(造船協定)が合意されており、同協定において、船舶取得時に国の補助を受けることは禁止されているため、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※…他の加盟国のサービス提供者に対して、自国と同種のサービス提供者に</p>

			与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本要望は、船舶運航事業者に対する租税特別措置であるトン数標準税制を拡充するものである。 なお、規制、補助金等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本租税特別措置により、外航日本船舶増加のペースアップがなされ、また、日本商船隊の規模が拡大されることは、直接的には外航海運企業による安定的な雇用・納税、間接的には地域の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効果といった効果を有するため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。
10	有識者の見解		「交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申」(平成19年12月答申)では、非常時における最低限必要な外航日本船舶は450隻と試算しており、経済安全保障の観点からの外航日本船舶の重要性に鑑み、外航日本船舶の増加を図ることが至急の課題となっている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国庫補助金等の総収入金額不算入等の特例措置の拡充(法人税、所得税)
2	要望の内容	<p>(独)空港周辺整備機構(以下「機構」という。)は、大阪国際空港及び福岡空港において、公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。)第5条及び第8条の2に規定する住宅等の騒音防止工事(以下「騒音防止工事」という。)の助成業務を実施してきたところ。</p> <p>今般、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合により、大阪国際空港において機構が行っている騒音防止工事の個人又は法人に対する助成業務については、新関西国際空港株式会社(以下「新会社」という。)に承継することとなっている。</p> <p>このため、機構からの個人又は法人に対する騒音防止工事の助成金に係る特例措置と同様に新会社からの騒音防止工事の助成金について、所得税法上においては、国庫補助金等の総収入金額不算入の特例措置を法人税法上においては、固定資産の帳簿価格を損金経理により減額する特例措置をそれぞれ要望する。</p>
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>所得税法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度 創設 ・昭和52年度 国庫補助金等に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく空港周辺整備機構又は新東京国際空港公団(現成田国際空港株式会社)の補助金を加える。 <p>法人税法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度 創設 ・昭和52年度 国庫補助金等に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく空港周辺整備機構又は新東京国際空港公団(現成田国際空港株式会社)の補助金を加える。
6	適用又は延長期間	<p>(所得税)恒久措置(新会社設立日から適用)</p> <p>(法人税)恒久措置(新会社設立日から適用)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 空港の周辺における住宅及び教育施設等(学校・病院及び保育所等)に必要な騒音防止工事に対し助成の措置をとることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させることを目的とする。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号） （学校等の騒音防止工事の助成）</p> <p>第五条 特定飛行場の設置者は、地方公共団体その他の者が当該飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次の施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条 に規定する学校 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項 に規定する病院 三 前二号の施設に類する施設で政令で定公共用飛行場周辺における航空機 （住宅の騒音防止工事の助成）</p> <p>第八条の二 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行なうときは、その工事に関し助成の措置をとるものとする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>騒音防止工事未実施の住宅等（約700世帯）に対し航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させるために必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 （大阪国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年から平成27年までの住宅騒音防止工事見込み約16,700件 ・平成23年度から平成27年度までの教育施設等騒音防止工事見込み約10件 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により住宅等の騒音防止工事を促進することにより、住宅等における航空機の騒音障害が解消され、生活の安定が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等 （大阪国際空港） ・住宅騒音防止工事 平成20年：4,102件 平成21年：2,277件 平成22年：1,068件

		<p>平成 23 年見込み:約 1,890 件 平成 24 年見込み:約 3,770 件 平成 25 年見込み:約 3,730 件 平成 26 年見込み:約 3,690 件 平成 27 年見込み:約 3,650 件</p> <p>※過去の実績等件数を基に推計</p> <p>・教育施設等騒音防止工事(学校、保育所、病院、診療所等) 平成 20 年度:4 件 平成 21 年度:1 件 平成 22 年度:3 件 平成 23 年度見込み:約 2 件 平成 24 年度見込み:約 2 件 平成 25 年度見込み:約 2 件 平成 26 年度見込み:約 2 件 平成 27 年度見込み:約 2 件</p> <p>※過去の実績等件数を基に推計</p>
	② 減収額	<p>(大阪国際空港)</p> <p>・住宅騒音防止工事(所得税) 平成 20 年:約 271 百万円(1,358 百万円×20%)※ 平成 21 年:約 167 百万円(835 百万円×20%)※ 平成 22 年:約 102 百万円(513 百万円×20%)※ 平成 23 年見込み約 139 百万円(697 百万円×20%)※ 平成 24 年見込み約 278 百万円(1,390 百万円×20%)※ 平成 25 年見込み約 274 百万円(1,374 百万円×20%)※ 平成 26 年見込み約 271 百万円(1,359 百万円×20%)※ 平成 27 年見込み約 269 百万円(1,345 百万円×20%)※</p> <p>※過去の実績等額を基に推計した当該年の助成金の額に所得税率(20%)を乗じて推計</p> <p>・教育施設等騒音防止工事(学校、保育所、病院、診療所等)(法人税) 平成 20 年度:約 47 百万円(159 百万円×30%)※ 平成 21 年度:約 5 百万円(19 百万円×30%)※ 平成 22 年度:約 75 百万円(252 百万円×30%)※ 平成 23 年度見込み:約 107 百万円(358 百万円×30%)※ 平成 24 年度見込み:約 107 百万円(358 百万円×30%)※ 平成 25 年度見込み:約 107 百万円(358 百万円×30%)※ 平成 26 年度見込み:約 107 百万円(358 百万円×30%)※ 平成 27 年度見込み:約 107 百万円(358 百万円×30%)※</p> <p>※過去の実績等額を基に推計した当該年度の助成金の額に法人税率(30%)を乗じて推計</p>

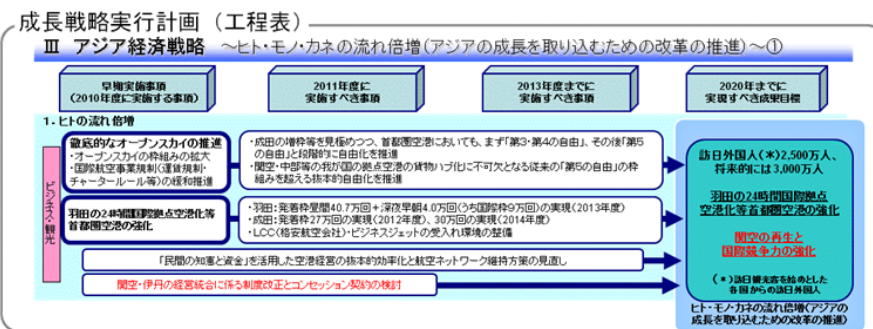
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成27年度)</p> <p>本特別措置により、大阪国際空港の周辺に所在する住宅の騒音防止工事については、平成20年から平成22年において7,447件、教育施設等の騒音防止工事については、平成20年度から平成22年度において8件が実施されており、空港の周辺における関係住民の生活の安定に寄与した。</p> <p>また、平成21年度国土交通省政策チェックアップ評価書(平成22年7月)において、「空港周辺において環境改善が実現できた。」とされているところである。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成27年度)</p> <p>住宅騒音防止工事においては、平成20年に4,102件、平成21年に2,277件、平成22年に1,068件を実施し、教育施設等騒音防止工事においては、平成20年度に4件、平成21年度に1件、平成22年度に3件を実施した。</p> <p>大阪国際空港の周辺には未だ騒音対策が未実施の住宅や教育施設等があるほか、屋内環境基準を達成するため、引き続き、騒防法第5条及び第8条の2に規定する助成制度及び当該税制の特例措置を講じ、騒音防止工事を着実に実施することで、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減し、住宅等の静穏性が保持されることで、関係住民の生活の安定が図られる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>本特例措置による拡充が認められなければ、騒音防止工事の円滑な実施に支障が生じ、特定飛行場周辺の住宅等の静穏性を保持し、関係住民の生活の安定を図ることの実現が難しくなる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成27年度)</p> <p>本特例措置により住宅等の騒音防止工事を促進することにより、住宅等における航空機の騒音障害が解消され、生活の安定が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な住宅及び教育施設等の騒音防止工事に対し、助成の措置を行うことは、騒防法第5条及び第8条の2の規定により、特定飛行場の設置者の責務として実施するものであり、これにより個人又は法人の所得が増えることに対し、本特例措置を行うことは、政策目標を達成するために必要な手段として効果的であり、税収減を是認するような効果を有しているものであると言える。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>騒防法第5条及び第8条の2の規定による助成の措置をとる一方で、本税を課税することは、騒音防止工事に係る助成の政策効果を減殺することになるので、騒音防止工事に係る助成金に対し、税制上の特例措置を課すること</p>

		が適当。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>騒音防止工事の助成金と税制の特例措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音防止工事：騒防法第5条及び第8条の2の規定により、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときに個人又は法人に対し、その費用を助成 ・税制特例措置：騒音防止工事に係る助成金の交付を受けた場合、総収入金額（所得税）又は益金（法人税）に算入され、税負担が生じてしまうため、税制の特例措置を講じることにより、助成金に税負担がかからないようにし、騒音防止工事の助成金の政策効果が減殺されないようにする。 <p>という役割分担がなされており、この2つの措置が存在することで、騒音防止工事の円滑な実施が可能となり、政策目標の達成が可能となる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減することは、空港周辺住民の生活の安定に寄与するものである。
10	有識者の見解	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度（法人税）
2	要望の内容	現行の関西国際空港整備準備金について、現関空会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第12条及び附則第20条の規定により、指定会社（以下、土地保有会社）となることから、第15条の規定により整備準備金として空港用地の整備に備えるために積み立てる金額のうち、過去の用地造成費を基礎とした一定金額の損金算入を認める法人税の特例措置とし、その対象を土地保有会社に改める形で拡充する。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和59年度：関西国際空港整備準備金制度の創設 平成8年度：積立対象拡充（二期島造成費用を追加） 平成23年度：土地保有会社に係る整備準備金の拡充を要望
6	適用又は延長期間	土地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西国際空港及び大阪国際空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》 ・ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年5月25日公布）（抄） 第1条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により両空港に係る特定事業が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。</p>

・新成長戦略（平成22年6月22日閣議決定）



・国土交通省成長戦略会議報告（平成22年5月17日）（抜粋）

関西国際空港について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCCの拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。

具体的には、関西国際空港の事業価値に加え、大阪国際空港の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。

② 政策体系における政策目的の位置付け

政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
 施策目標24 航空交通ネットワークを強化する に包含

③ 達成目標及び測定指標

《租税特別措置等により達成しようとする目標》
 関西国際空港及び大阪国際空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
 ・土地保有会社の経営指標としての総資本経常利益率
 ・土地保有会社のBSの改善状況

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
 土地保有会社の経営の安定性を確保することで、新関西国際空港株式会社の経営基盤の強化に繋がる適切な地代が設定されることにより、両空港の事業価値が増大し、その結果早期のコンセッション（公共施設等運営権の設定）の実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することが可能となる。

8 有効性等

① 適用数等

① 適用実績
 なし
 ② 将来推計
 土地保有会社の繰越欠損金が解消され次第、適用が見込まれる。

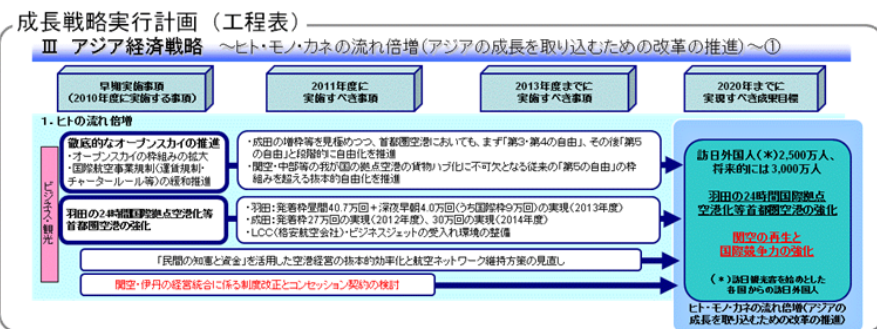
	① 減収額	<p>① 適用実績 なし</p> <p>② 将来推計 土地保有会社の繰越欠損金が解消され次第、減収が見込まれる。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 H23.5 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の成立、公布</p> <p><今後の予定> H24.4 新関空会社設立 H24.7 関空・伊丹の経営統合の実施</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本措置により、整備準備金として積み立てる金額の一定額の損金算入を認めることで、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、将来の整備支出の需要に備えるとともに債務の円滑な償還を可能となり、国100%の新関空会社が支払う地代が適当な水準に設定され、空港の基盤が確保されることから、両空港の事業価値が増大し、その結果早期のコンセッション（公共施設等運営権の設定）の実現が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 将来の整備支出のリスクが顕在化するとともに、債務の償還に支障を来し、国100%の新関空会社が支払う地代を適切な水準に設定できず、両空港の事業価値の減少要因となり、早期のコンセッション（公共施設等運営権の設定）実現が困難となることから、関空の債務解消及び国際拠点空港としての再生・強化が果たせなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本措置により、関西国際空港及び大阪国際空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することで、関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置により、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、将来の整備支出の需要に備えるとともに債務の円滑な償還を可能とし、国100%の新関空会社が支払う地代が適当な水準に設定され、空港の基盤が確保されることで、両空港の事業価値が増大し、その結果早期のコンセッション（公共施設等運営権の設定）の実現が見込まれることから、関西国際空港の債務解消及び国際拠点空港としての再生・強化という関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の目的に鑑み、妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>政府補給金等による、資金調達の際の信用力の補完等により、空港及び周辺環境の整備・運営を支援することと、本要望を含めた税制上の支援措置による税負担の軽減とが相まって政策目的を達成することができる。</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社に係る課税標準の特例措置の拡充（法人事業税）
2	要望の内容	<p>新関西国際空港株式会社（以下、新関西空会社）及び関西国際空港土地保有会社（以下、土地保有会社）に係る事業税の特例措置を以下のとおり拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新関西空会社：資本割の課税標準について、資本金等の額から、当該資本金等の額の全額を控除する。 ・土地保有会社：資本割の課税標準について、資本金等の額から当該資本金等の額に5/6を乗じた額を控除する
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成16年度：法人事業税の課税標準の軽減措置の創設 平成21年度：法人事業税の課税標準の軽減措置の5年延長 平成23年度：新関西空会社及び土地保有会社に係る法人事業税の特例措置の拡充を要望</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西国際空港及び大阪国際空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年5月25日公布）（抄） 第1条この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により両空港に係る特定事業が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。</p>

・新成長戦略（平成22年6月22日閣議決定）



・国土交通省成長戦略会議報告（平成22年5月17日）（抜粋）

関西国際空港について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCCの拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。

具体的には、関西国際空港の事業価値に加え、大阪国際空港の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。

② 政策体系における政策目的の位置付け

政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
 施策目標24 航空交通ネットワークを強化する に包含

③ 達成目標及び測定指標

《租税特別措置等により達成しようとする目標》
 関西国際空港及び大阪国際空港の運営を行う新関西空会社及び土地保有会社の負担を軽減し、両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現する。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
 ・新関西空会社及び土地保有会社の経営指標としての総資本経常利益率

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
 新関西空会社及び土地保有会社の負担が軽減されることにより、LCCの拠点化、貨物ハブ強化等の国際競争力の強化策の円滑な実施や両空港の事業価値の増大を通じたコンセッション（公共施設等運営権の設定）の早期実現が図られ、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することが可能となる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>① 適用実績 平成18年度～平成22年度 3件／年 (関西国際空港(株):大阪府、東京都) (関西国際空港用地造成(株):大阪府)</p> <p>② 将来推計 現在の組織体系がそのまま移行すると仮定して 3件／年 (新関空会社:大阪府、東京都) (土地保有会社:大阪府)</p>																					
		③ 減収額	<p>① 過去の実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西国際空港株</td> <td>資本割</td> <td>546,315</td> <td>546,893</td> <td>546,928</td> <td>547,337</td> <td>547,747</td> </tr> <tr> <td>関西国際空港用地造成株</td> <td>資本割</td> <td>875</td> <td>875</td> <td>875</td> <td>875</td> <td>875</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 将来推計 現在の資本金等の額がそのまま移行すると仮定して 平成24年度 549百万円 平成25年度 549百万円</p>			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	関西国際空港株	資本割	546,315	546,893	546,928	547,337	547,747	関西国際空港用地造成株	資本割	875	875	875	875	875
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度																
関西国際空港株	資本割	546,315	546,893	546,928	547,337	547,747																		
関西国際空港用地造成株	資本割	875	875	875	875	875																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 H23.5 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の成立、公布 <今後の予定> H24.4 新関空会社設立 H24.7 関空・伊丹の経営統合の実施</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本措置により、新関空会社及び土地保有会社の負担が軽減されること、経営指標が上向き、また、債務償還原資を最大限確保できることから円滑に債務が解消されていき、より有利な条件を設定できる環境を整備されること、両空港の事業価値の増大を通じたコンセッション(公共施設等運営権の設定)の早期実現が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 新関空会社及び土地保有会社に過大な負担が発生することで、LCCの拠点化、貨物ハブ強化等の国際競争力の強化策を含めた積極的な投資が困難になると共に、両空港の事業価値の減少要因にもなり、早期のコンセッション(公共施設等運営権の設定)実現が難しくなる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 本措置により、関西国際空港及び大阪国際空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することで、関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれる。</p>																							
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置により、LCCの拠点化、貨物ハブ強化等の国際競争力の強化策の円滑な実施や両空港の事業価値の増大を通じたコンセッション(公共施設等運営権の設定)の早期実現が図られることから、関西国</p>																					

			際空港の債務解消及び国際拠点空港としての再生・強化という関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の目的に鑑み、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	政府補給金等による、資金調達の際の信用力の補完等により、空港及び周辺環境の整備・運営を支援することと、本要望を含めた税制上の支援措置による税負担の軽減とが相まって政策目的を達成することができる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置により、関西国際空港及び大阪国際空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することで、関西における航空輸送需要の拡大が図られ、関西における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれる。
10	有識者の見解		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における税制上の特例措置の創設（法人税、法人住民税、法人事業税、事業所税）																		
2	要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）が平成 24 年 3 月 31 日に期限を迎えることから、次期法制においては、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化等の課題に対応し、地域の特性に応じたきめ細かな観光振興を図るため、同法に基づく「観光振興地域」を、「国際戦略観光振興地域（仮称）」及び「自然・文化観光振興地域（仮称）」に分割することとし、各地域に観光関連施設を新・増設した場合に税制優遇を行うことにより、質の高い観光施設の立地を促進する。</p> <p>(1) 国税（法人税）</p> <p>次期法制の下で、観光関連施設（一定の要件を満たした、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設（スポーツ・レクリエーション施設等の附帯施設と一体的に設置される等の要件を満たすものに限る。）の新・増設に係る投資税額控除を創設する。具体的内容としては、現行の「観光振興地域」に係る特例（投資税額控除）を拡充する。</p> <table border="0" data-bbox="603 1173 1251 1547"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現行の「観光振興地域」に係る特例</th> <th style="text-align: center;">→</th> <th style="text-align: center;">要望内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・機械等 25%</td> <td>→</td> <td>拡充</td> </tr> <tr> <td>・建物等 15%</td> <td>→</td> <td>拡充</td> </tr> <tr> <td>・法人税額の 20% 限度額</td> <td>→</td> <td>緩和</td> </tr> <tr> <td>・投資上限額 20 億円</td> <td>→</td> <td>緩和</td> </tr> <tr> <td>・建物と附属設備の同時取得要件</td> <td>→</td> <td>緩和</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※対象施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。</p> <p>(2) 地方税</p> <p>①上記の観光関連施設に係る事業所等の事業所税の特例 資産割 課税標準 1/2（5 年）</p> <p>②法人住民税及び法人事業税について、上記の法人税と同等の内容</p>	現行の「観光振興地域」に係る特例	→	要望内容	・機械等 25%	→	拡充	・建物等 15%	→	拡充	・法人税額の 20% 限度額	→	緩和	・投資上限額 20 億円	→	緩和	・建物と附属設備の同時取得要件	→	緩和
現行の「観光振興地域」に係る特例	→	要望内容																		
・機械等 25%	→	拡充																		
・建物等 15%	→	拡充																		
・法人税額の 20% 限度額	→	緩和																		
・投資上限額 20 億円	→	緩和																		
・建物と附属設備の同時取得要件	→	緩和																		
3	担当部局	観光庁観光地域振興部観光地域振興課																		

4	評価実施時期	平成 23 年9月	
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	新設 (参考)現行「観光振興地域」における租税特別措置の経緯 平成 10 年4月 制度創設 平成 14 年4月 地域指定要件、対象施設要件の緩和 平成 19 年4月 制度の延長及び対象施設の拡充	
6	適用又は延長期間	5年間	
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の更なる発展を目指す。 ----- 《政策目的の根拠》 沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」(平成 23 年7月)の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立的発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標20 観光立国を推進する に包含
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 28 年度における沖縄県の入域観光客数約 780 万人、観光収入約 7,000 億円、1人当たりの観光消費額 85,000 円、平均滞在日数 4.28 日の達成。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 沖縄県における入域観光客数、観光収入、1 人当たりの観光消費額、平均滞在日数 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数の増加により、観光産業の更なる発展が図られ、沖縄の自立型経済の確立に寄与する。
8	有効性 等	① 適用数等	5施設／年 沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、将来の予測を記載。

		<p>② 減収額</p>	<p>国税：(平年度)62 百万円 地方税：(平年度)79 百万円 沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、各施設ごとに見込まれる減収額を積み上げることにより算定(根拠は別添)。</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》 (平成 22 年度の実績) ・入域観光客数：572 万人(うち外国人観光客数：28 万人) ・観光収入：4,033 億円 ・観光客一人当たりの県内消費額：70,536 円 ・平均滞在日数：3.78 日</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 24～28 年度) 分析対象期間における当該租税特別措置の政策目的の達成への効果指標として、税制措置適用施設の利用者数を検証。 また、前記平成 28 年度における沖縄県の入域観光客数、観光収入、1 人当たりの観光消費額、平均滞在日数の達成目標の実現状況を検証。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 24～28 年度) 観光振興への後押しがなくなり、沖縄振興審議会総合部会専門委員会の審議結果報告及びこれに基づいた同審議会会長の内閣総理大臣への意見具申で述べられている沖縄の自立型経済のさらなる発展に支障が生ずる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 24～28 年度) 入域観光客数、観光収入、観光客の平均滞在日数の増加を通じて、地元雇用の拡大、立地企業からの税収増、観光メニューの高度化、観光客増加による観光資源への負荷の緩和等の効果が見込まれるほか、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的観光資源の利用等の効果が見込まれる。成長著しいアジアにおいて、国際的な観光地としての地位を強化していくには、質の高いサービスの提供、観光客の利便性の向上が求められおり、上記の効果発生に資するため、沖縄において観光の高付加価値拠点を整備に向けた、投資に係るインセンティブが必要。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>観光産業の振興に当たっては、民間の創意を活用することが極めて重要であるが、他方、観光産業は気象や社会情勢の変動など外的要因の影響を受けやすく、不安定であることが課題。 こうした中、本制度は、①民間の創意を活かした投資を促進するものであること、②リスクが大きい初期投資を低減し、将来的に安定した事業を展開する意思がある事業者にとって、中期的な優遇を保証するものであることから、最低限のコストで大きな効果が見込めるものとなっている。加えて、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を</p>

			要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的な観光資源の利用に向けた自発的な取組に誘導できるものとなっている。以上のことから、本措置は妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県及び市町村による減税措置とあいまって、初期投資のリスクを軽減する多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	質の高い観光関連施設の立地を促進することで、観光客数、観光収入の増加が見込まれ、これにより地元経済や雇用の改善が図られることにより、将来の沖縄県、市町村における税収の増加が期待できる。
10	有識者の見解		沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」(平成 23 年7月)の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立的発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。

減収見込み額積算【国税】

○適用見込み件数

1 宿泊施設	2 件／年
2 宿泊施設以外	3 件／年
① スポーツ・レクリエーション施設	1 件／年(ゴルフ場)
② 休養施設	1 件／年(温浴施設)
③ 販売施設	1 件／年(デパート)

法人税		
	宿泊施設控除額(2施設) + 宿泊施設以外控除額(各1施設)	
	9,919 千円	3,030 千円①
		1,275 千円②
		48,031 千円③
	※税額控除率は現行税制を前提として算出、取得額は20億限度、法人税額控除額は20/100を限度、控除しきれない場合は翌年度以降4年繰越	
	特例控除額(初年度)	62,255 千円

減収見込額積算【地方税】

○適用見込み件数

1 宿泊施設	2 件／年
2 宿泊施設以外	3 件／年
① スポーツ・レクリエーション施設	1 件／年(ゴルフ場)
② 休養施設	1 件／年(温浴施設)
③ 販売施設	1 件／年(デパート)

法人県民税 (税割)	(法人税自動連動)	
	宿泊施設控除額(2施設) 575 千円	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設) 176 千円 ① 74 千円 ② 2,786 千円 ③
	特例控除額(初年度) 3,611 千円	
法人市町村民税 (税割)	(法人税自動連動)	
	宿泊施設控除額(2施設) 1,220 千円	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設) 373 千円 ① 157 千円 ② 5,908 千円 ③
	特例控除額(初年度) 7,658 千円	
法人事業税	(法人税自動連動)	
	宿泊施設控除額(2施設) 10,308 千円	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設) 3,149 千円 ① 1,325 千円 ② 49,915 千円 ③
	特例控除額(初年度) 64,697 千円	
事業所税	(法人税自動連動)	
	宿泊施設控除額(1施設) 6,300 千円	
	特例控除額(初年度) 3,150 千円	

※税額控除率は現行税制を前提として算出、取得額は20億限度、法人税額控除額は20/100を限度、控除しきれない場合は翌年度以降4年繰越